

# 官報

号外 昭和二十二年七月十三日

## 衆議院會議録第十六号

昭和二十二年七月十二日(土曜日)

午後二時二十分開議

### 議事日程 第十五号

昭和二十二年七月十二日(土曜日)

午後一時開議

第一 財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 造船局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 両院協議会規程案(議長発議)

第五 両院法規委員会規程案(議長発議)

第六 常任委員会合同審査会規程案(議長発議)

第七 衆議院事務局職員定員規程案(議長発議)

第八 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第九 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十一 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十二 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十三 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十四 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十五 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十六 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十七 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十八 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第十九 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十一 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十二 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十三 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十四 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十五 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十六 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十七 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十八 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第二十九 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

第三十 衆議院事務局長官外七名提出案(委員会審査要求事件)

一、昨十一日理事互選の結果次の通り当選した。

國土計画委員会

理事 的場金右衛門君

一、去る八日議員から提出した議案は次の通りである。

両院協議会規程案(議長発議)

両院法規委員会規程案(議長発議)

常任委員会合同審査会規程案(議長発議)

一、去る十日議員から提出した議案は次の通りである。

農業会農業技術員設置費國庫補助増額に関する決議案(船田亨二君外六名提出)

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案

一、昨十一日議員から提出した議案は次の通りである。

六・三制完全実施に関する決議案(相馬助治君外一名提出)

一、昨十一日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十一日予備審査のため内閣から

送付された次の議案を受領した。

海運組合法を廃止する法律案

一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。

両院協議会規程案(議長発議)(第三号)

両院法規委員会規程案(議長発議)(第四号)

常任委員会合同審査会規程案(議長発議)(第五号)

以上三件 議院運営委員会 付託

一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第五号)

商業委員会 付託

生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案(内閣提出)(第七号)

財政及び金融委員会 付託

一、昨十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第八号)

司法委員会 付託

又同日予備審査のため内閣から送付さ

れた議案は次の委員会に付託された。海運組合法を廃止する法律案(内閣送付)(第三号)

運輸及び交通委員会 付託

一、昨十一日参議院から次の議案を受領した。

両院協議会規程案

両院法規委員会規程案

常任委員会合同審査会規程案

一、去る九日鉱工業委員長及び電気委員長から提出した左の國政調査承認要求書に對し、議長は、十日夫、これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 石炭問題

二、調査の方法 石炭増産隘路の探

究、石炭三千万トン達成方策の樹

立

三、調査の期間 現地実地調査、關係各方面より意見聴取、資料要求

等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致した

いから御承認願います。

昭和二十二年七月九日

鉱工業委員長 伊藤卯四郎

衆議院議長松岡駒吉殿

國政調査承認要求書

一、調査する事項 電力問題

二、調査の目的 電力復興法案提案

三、調査の方法 電力施設実地調査、關係各方面より意見聴取、資料要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致した

いから御承認願います。

昭和二十二年七月九日

電気委員長 前田榮之助

衆議院議長松岡駒吉殿

○議長(松岡駒吉君) これより会談を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 内閣総理大臣より、新聞及び出版用紙制限委員会委員に参議院議員赤松常子君、赤木正雄君、河崎なつ君を充てるため、行政調査部の額内に本院議員松岡駒吉、参議院議員川上嘉市君を充てるため、中央農地委員会委員に両院議員を充てるため、議決を得たいとの申出があり、右は、いずれも申出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 異議ありと認めます。よつてその通り決しました。

官報号外 昭和二十二年七月十三日

新聞及び出版用紙制限委員会委員の委員を充てる件外二件 公正取引委員会を任命する件

○議員(松岡駒吉君) 日審第一、財政等收入金特別会計法の一部を改正する法律案、日審第二、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案、右両案は同一の委員会に付託した議案でありますから、一括して議題といたします。委員長のご報告を求めます。財政及び金融委員長北村徳太郎君。

財政等收入金特別会計法の一部を改正する法律案

財政等收入金特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「政府特殊借入金」を「自作農創設特別措置法に基いて國の發行する證券を除き政府特殊借入金」に改める。

第二條第二項中「處分に因る収入金」の下に「證券の償還金等を含む。」を加える。

第四條第三項中「物納財産の處分に因る収入金(證券の償還金等を含む。)、延納許可額について納付のあつた収入金」に改め、「證券の償還金等を含む。」を加える。

第七條第一項を次のように改める。

内閣は、毎年度この會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

同條第二項中「前項の歳入歳出豫算」を「この會計の豫算」に改める。

附則第二項の次に次の三項を加える。

昭和二十一年度分の一一般會計へ

の借入金と支拂金との差額、第四條第一項本文の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合においては、その限度額は、同項但書の規定にかかわらず、この會計に屬する貸渡現金及び受取貯蓄金を除き財政等收入金特別会計の延納許可額を含む。財政等收入金特別会計補償特別措置法に基く國債(政府特殊借入金を含む。)以外のものによる物納(以下物納といふ。)の申請額、舊勘定預金等による納付の申請額並びに財政等收入金特別会計補償特別措置法に基く延納(以下延納といふ。)の申請額、大蔵大臣の指定する日における現在の合計額に七割五分の割合を乗じて算出した額によることとなる。

前項の規定を適用して公債を發行し又は借入金をした場合における第四條第一項但書の規定の適用については、當該公債發行額又は借入金額の計算の基礎となつた物納若しくは延納の申請額又は舊勘定預金等による納付の申請額の合計額(前項の規定により大蔵大臣の指定する日以後における當該申請に基く物納の財産の収納額、舊勘定預金等の納付額、延納の許可額及び物納、舊勘定預金等による納付又は延納の申請について取消若しくは不許可の處分があつた場合においては金銭で納付のあつた額及びあらたに延納の許可のあつた額を除く。)は、これを第四條第一項但書に規定する資産の現在額に含むものとする。

第三項に規定する物納若しくは延納の申請額又は舊勘定預金等による納付の申請額については、同項の規定により大蔵大臣の指定する日以後に物納若しくは延納の申請又は舊勘定預金等による納付の申請があつた場合においては、その納付のあつた金額に七割五分の割合を乗じて算出した金額は、これを第四條第一項本文の規定による公債又は借入金金の償還に充てるものとする。

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。

財政等收入金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨  
本改正案は、農地証券をあらたに財政等收入金の納付に充てることができるとするに併し、又昭和二十一年度における一般會計收支の状況に照み、財政等收入金特別会計からの借入金を確保するため、財政等收入金特別会計法の一部を改正するものである。

その要旨は、財政等收入金特別会計に基く物納、延納等の申請額をも公債發行限度額の対象とするに併し、なほ、今あらたに農地証券を財政等收入金の納付に充て得ることを企図するものである。

二、本改正案の目的  
本改正案の目的は、財政等收入金特別会計に基く物納、延納等の申請額をも公債發行限度額計算の対象とすることにより、財政等

收入金特別会計から一般會計への繰入金金を確保して、昭和二十一年度の決算を終了しようとする点にある。

三、議案の可決理由  
本改正案は、昭和二十一年度財政計画における財政等收入金特別会計から一般會計への繰入金を確保する上において、緊切なる措置と認めらる。

よつてインフレ昂進の現状に鑑み財政收支の均衡保持上、本改正案は、大體において妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十二年七月十一日  
財政及び金融委員長 北村徳太郎  
衆議院議長松岡駒吉

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條中「作業上ノ収入」を「作業ノ収入(資金屬ノ配給ニ關スル収入ヲ含む。)」に改め、「作業ノ費用」の下に「(資金屬ノ配給ニ關スル費用ヲ含む。)」を加える。

第二條ノ二を第二條ノ四とする。  
第二條ノ二 本會計ニ於テ資金屬ノ配給上必要アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入金ヲ爲シ又ハ臨時借入金ヲ發行スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル一時借入金及臨時借入金ハ連年々度内ニ之ヲ償還スヘシ

第一項ノ規定ニ依ル一時借入金及臨時借入金ノ限度額ニ付テハ豫算ヲ以テ國會ノ議決ヲ要ス

第三條ノ三 本會計ノ負擔ニ關スル一時借入金又ハ融通證券ノ償還金及利子並ニ融通證券ノ發行及償還ニ關スル諸費ノ支出ニ必要ナル金額ハ年度内ニ償還スル償還金ヲ除キ毎年度之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

第九條 内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

附則  
この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

一、議案の要旨  
本改正案の要旨は、従来日本金庫株式会社が行つていた資金配給業務を造幣局に移管しようとするもので、資金配給の配給に關する収入及び費用を同會計の所屬とし、配給業務の發行上必要なる場合には一時借入金又は融通證券の發行をなし得ることと改めようとするものである。

二、本改正案の目的  
本改正案の目的は、従来一民間機關である日本金庫株式会社が取扱つていた資金配給業務を造幣局に移管して、本會計に併合された私的性質の業務を公的業務に歸する法律制定の趣旨を達成しようとするものである。

三、議案の可決理由  
本改正案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律制定の



第三表

名	称	所	在	地
東京簡易裁判所		東京都千代田区		
新宿簡易裁判所		東京都新宿区		
台東簡易裁判所		東京都台東区		
墨田簡易裁判所		東京都墨田区		
品川簡易裁判所		東京都品川区		
澁谷簡易裁判所		東京都澁谷区		
東京中野簡易裁判所		東京都中野区		
豊島簡易裁判所		東京都豊島区		
東京北簡易裁判所		東京都北区		
足立簡易裁判所		東京都足立区		
葛飾簡易裁判所		東京都葛飾区		
江戸川簡易裁判所		東京都江戸川区		
八丈島簡易裁判所		東京都八丈島大賀郷村		
伊豆大島簡易裁判所		東京都大島元村		
新島簡易裁判所		東京都大島本村		
八王子簡易裁判所		東京都八王子市		
立川簡易裁判所		東京都立川市		
武蔵野簡易裁判所		東京都北多摩郡武蔵野町		
青梅簡易裁判所		東京都西多摩郡青梅町		
五日市簡易裁判所		東京都西多摩郡五日市町		
横濱簡易裁判所		横濱市中区		
神奈川簡易裁判所		横濱市神奈川区		
横浜西簡易裁判所		横濱市西区		
横浜南簡易裁判所		横濱市南区		
川崎簡易裁判所		川崎市		
鎌倉簡易裁判所		鎌倉市		

名	称	所	在	地
藤澤簡易裁判所		藤澤市		
相模原簡易裁判所		神奈川県高座郡相模原町		
神奈川中野簡易裁判所		神奈川県津久井郡中野町		
横須賀簡易裁判所		横須賀市		
三崎簡易裁判所		神奈川県三浦郡三崎町		
平塚簡易裁判所		平塚市		
小田原簡易裁判所		小田原市		
厚木簡易裁判所		神奈川県愛甲郡厚木町		
浦和簡易裁判所		浦和市		
川口簡易裁判所		川口市		
大宮簡易裁判所		大宮市		
久喜簡易裁判所		埼玉県南埼玉郡久喜町		
越ヶ谷簡易裁判所		埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町		
川越簡易裁判所		川越市		
飯能簡易裁判所		埼玉県入間郡飯能町		
熊谷簡易裁判所		熊谷市		
小川簡易裁判所		埼玉県比企郡小川町		
本庄簡易裁判所		埼玉県児玉郡本庄町		
秩父簡易裁判所		埼玉県秩父郡秩父町		
千葉簡易裁判所		千葉市		
佐倉簡易裁判所		千葉県印旛郡佐倉町		
大原簡易裁判所		千葉県夷隅郡大原町		
千葉一宮簡易裁判所		千葉県長生郡一宮町		
松戸簡易裁判所		松戸市		
市川簡易裁判所		市川市		
木更津簡易裁判所		木更津市		
館山簡易裁判所		館山市		

銚子簡易裁判所  
 東金簡易裁判所  
 八日市場簡易裁判所  
 佐原簡易裁判所  
 水戸簡易裁判所  
 笠間簡易裁判所  
 日立簡易裁判所  
 茨城太田簡易裁判所  
 大子簡易裁判所  
 土浦簡易裁判所  
 石岡簡易裁判所  
 龍ヶ崎簡易裁判所  
 取手簡易裁判所  
 麻生簡易裁判所  
 鉾田簡易裁判所  
 下妻簡易裁判所  
 下館簡易裁判所  
 古河簡易裁判所  
 宇都宮簡易裁判所  
 日光簡易裁判所  
 真岡簡易裁判所  
 大田原簡易裁判所  
 矢板簡易裁判所  
 烏山簡易裁判所  
 栃木簡易裁判所  
 足利簡易裁判所  
 足尾簡易裁判所  
 前橋簡易裁判所  
 高崎簡易裁判所

銚子市  
 千葉縣山武郡東金町  
 千葉縣匝環郡八日市場町  
 千葉縣香取郡佐原町  
 水戸市  
 茨城縣西茨城郡笠間町  
 日立市  
 茨城縣久慈郡太田町  
 茨城縣久慈郡大子町  
 土浦市  
 茨城縣新治郡石岡町  
 茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町  
 茨城縣北相馬郡取手町  
 茨城縣行方郡麻生町  
 茨城縣鹿島郡鉾田町  
 茨城縣眞壁郡下妻町  
 茨城縣眞壁郡下館町  
 茨城縣猿島郡古河町  
 宇都宮市  
 栃木縣上都賀郡日光町  
 栃木縣上都賀郡日光町  
 栃木縣芳賀郡真岡町  
 栃木縣那須郡大田原町  
 栃木縣那須郡矢板町  
 栃木縣那須郡烏山町  
 栃木市  
 足利市  
 栃木縣上都賀郡足尾町  
 前橋市  
 高崎市

群馬太田簡易裁判所  
 前橋簡易裁判所  
 伊勢崎簡易裁判所  
 桐生簡易裁判所  
 沼田簡易裁判所  
 中之條簡易裁判所  
 藤岡簡易裁判所  
 群馬富岡簡易裁判所  
 群馬簡易裁判所  
 清水簡易裁判所  
 熱海簡易裁判所  
 静岡三島簡易裁判所  
 沼津簡易裁判所  
 下田簡易裁判所  
 吉原簡易裁判所  
 島田簡易裁判所  
 掛川簡易裁判所  
 濱松簡易裁判所  
 二俣簡易裁判所  
 甲府簡易裁判所  
 韭崎簡易裁判所  
 小笠原簡易裁判所  
 日下部簡易裁判所  
 飯沼簡易裁判所  
 谷村簡易裁判所  
 大月簡易裁判所  
 吉田簡易裁判所  
 上野原簡易裁判所  
 長野簡易裁判所

群馬縣新田郡太田町  
 群馬縣邑樂郡館林町  
 伊勢崎市  
 桐生市  
 群馬縣利根郡沼田町  
 群馬縣吾妻郡中之條町  
 群馬縣多野郡藤岡町  
 群馬縣北甘樂郡富岡町  
 静岡市  
 清海市  
 熱海市  
 三島市  
 沼津市  
 静岡縣賀茂郡下田町  
 静岡縣富士郡吉原町  
 静岡縣志太郡島田町  
 静岡縣小笠原郡掛川町  
 濱松市  
 静岡縣磐田郡二俣町  
 甲府市  
 山梨縣北巨摩郡韭崎町  
 山梨縣中巨摩郡小笠原町  
 山梨縣東山梨郡日下部町  
 山梨縣南巨摩郡飯沼町  
 山梨縣南都留郡谷村町  
 山梨縣北都留郡大月町  
 山梨縣南都留郡觸地村  
 山梨縣北都留郡上野原町  
 長野市

官報号外 昭和二十二年七月十三日 衆議院會議録第十六号 昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

東淀川簡易裁判所  
西淀川簡易裁判所  
西成簡易裁判所  
阿倍野簡易裁判所  
大阪池田簡易裁判所  
豊中簡易裁判所  
吹田簡易裁判所  
茨木簡易裁判所  
布施簡易裁判所  
枚方簡易裁判所  
堺簡易裁判所  
富田林簡易裁判所  
古市簡易裁判所  
岸和田簡易裁判所  
佐野簡易裁判所  
京都簡易裁判所  
伏見簡易裁判所  
右京簡易裁判所  
向日町簡易裁判所  
木津簡易裁判所  
宇治簡易裁判所  
園部簡易裁判所  
鶴岡簡易裁判所  
周山簡易裁判所  
官津簡易裁判所  
岸山簡易裁判所  
久美濱簡易裁判所  
舞鶴簡易裁判所  
福知山簡易裁判所

長野簡易裁判所  
長野縣下水内郡飯山町  
長野縣埴科郡屋代町  
上田市  
長野縣北佐久郡岩村田町  
松本市  
長野縣西筑摩郡福島町  
長野縣北安曇郡大町  
諏訪市  
岡谷市  
飯田市  
長野縣上伊那郡伊那町  
新潟市  
新潟縣中蒲原郡新津町  
新潟縣西蒲原郡巻町  
三條市  
新発田市  
新潟縣岩船郡村上町  
長岡市  
新潟縣北魚沼郡小千谷町  
新潟縣中魚沼郡十日町  
柏崎市  
新潟縣南魚沼郡六日町  
高田市  
新潟縣中頸城郡直江津町  
新潟縣西頸城郡糸魚川町  
新潟縣佐渡郡相川町  
大阪市北区  
大阪市都島区  
大阪市生野区

東淀川簡易裁判所  
西淀川簡易裁判所  
西成簡易裁判所  
阿倍野簡易裁判所  
大阪池田簡易裁判所  
豊中簡易裁判所  
吹田簡易裁判所  
茨木簡易裁判所  
布施簡易裁判所  
枚方簡易裁判所  
堺簡易裁判所  
富田林簡易裁判所  
古市簡易裁判所  
岸和田簡易裁判所  
佐野簡易裁判所  
京都簡易裁判所  
伏見簡易裁判所  
右京簡易裁判所  
向日町簡易裁判所  
木津簡易裁判所  
宇治簡易裁判所  
園部簡易裁判所  
鶴岡簡易裁判所  
周山簡易裁判所  
官津簡易裁判所  
岸山簡易裁判所  
久美濱簡易裁判所  
舞鶴簡易裁判所  
福知山簡易裁判所

大阪府東淀川区  
大阪府西淀川区  
大阪府西成区  
大阪府阿倍野区  
池田市  
豊中市  
吹田市  
大阪府三島郡茨木町  
布施市  
大阪府北河内郡枚方町  
堺市  
大阪府南河内郡富田林町  
大阪府南河内郡古市町  
岸和田市  
大阪府泉南郡佐野町  
京都市中京区  
京都市伏見区  
京都市右京区  
京都府乙訓郡向日町  
京都府相楽郡木津町  
京都府久世郡宇治町  
京都府船井郡園部町  
京都府南桑田郡鶴岡町  
京都府北桑田郡周山町  
京都府與謝郡宮津町  
京都府中郡岸山町  
京都府熊野郡久美濱町  
舞鶴市  
福知山市

東淀川簡易裁判所  
西淀川簡易裁判所  
西成簡易裁判所  
阿倍野簡易裁判所  
大阪池田簡易裁判所  
豊中簡易裁判所  
吹田簡易裁判所  
茨木簡易裁判所  
布施簡易裁判所  
枚方簡易裁判所  
堺簡易裁判所  
富田林簡易裁判所  
古市簡易裁判所  
岸和田簡易裁判所  
佐野簡易裁判所  
京都簡易裁判所  
伏見簡易裁判所  
右京簡易裁判所  
向日町簡易裁判所  
木津簡易裁判所  
宇治簡易裁判所  
園部簡易裁判所  
鶴岡簡易裁判所  
周山簡易裁判所  
官津簡易裁判所  
岸山簡易裁判所  
久美濱簡易裁判所  
舞鶴簡易裁判所  
福知山簡易裁判所

東淀川簡易裁判所  
西淀川簡易裁判所  
西成簡易裁判所  
阿倍野簡易裁判所  
大阪池田簡易裁判所  
豊中簡易裁判所  
吹田簡易裁判所  
茨木簡易裁判所  
布施簡易裁判所  
枚方簡易裁判所  
堺簡易裁判所  
富田林簡易裁判所  
古市簡易裁判所  
岸和田簡易裁判所  
佐野簡易裁判所  
京都簡易裁判所  
伏見簡易裁判所  
右京簡易裁判所  
向日町簡易裁判所  
木津簡易裁判所  
宇治簡易裁判所  
園部簡易裁判所  
鶴岡簡易裁判所  
周山簡易裁判所  
官津簡易裁判所  
岸山簡易裁判所  
久美濱簡易裁判所  
舞鶴簡易裁判所  
福知山簡易裁判所

東淀川簡易裁判所  
西淀川簡易裁判所  
西成簡易裁判所  
阿倍野簡易裁判所  
大阪池田簡易裁判所  
豊中簡易裁判所  
吹田簡易裁判所  
茨木簡易裁判所  
布施簡易裁判所  
枚方簡易裁判所  
堺簡易裁判所  
富田林簡易裁判所  
古市簡易裁判所  
岸和田簡易裁判所  
佐野簡易裁判所  
京都簡易裁判所  
伏見簡易裁判所  
右京簡易裁判所  
向日町簡易裁判所  
木津簡易裁判所  
宇治簡易裁判所  
園部簡易裁判所  
鶴岡簡易裁判所  
周山簡易裁判所  
官津簡易裁判所  
岸山簡易裁判所  
久美濱簡易裁判所  
舞鶴簡易裁判所  
福知山簡易裁判所

東淀川簡易裁判所  
西淀川簡易裁判所  
西成簡易裁判所  
阿倍野簡易裁判所  
大阪池田簡易裁判所  
豊中簡易裁判所  
吹田簡易裁判所  
茨木簡易裁判所  
布施簡易裁判所  
枚方簡易裁判所  
堺簡易裁判所  
富田林簡易裁判所  
古市簡易裁判所  
岸和田簡易裁判所  
佐野簡易裁判所  
京都簡易裁判所  
伏見簡易裁判所  
右京簡易裁判所  
向日町簡易裁判所  
木津簡易裁判所  
宇治簡易裁判所  
園部簡易裁判所  
鶴岡簡易裁判所  
周山簡易裁判所  
官津簡易裁判所  
岸山簡易裁判所  
久美濱簡易裁判所  
舞鶴簡易裁判所  
福知山簡易裁判所

東淀川簡易裁判所  
西淀川簡易裁判所  
西成簡易裁判所  
阿倍野簡易裁判所  
大阪池田簡易裁判所  
豊中簡易裁判所  
吹田簡易裁判所  
茨木簡易裁判所  
布施簡易裁判所  
枚方簡易裁判所  
堺簡易裁判所  
富田林簡易裁判所  
古市簡易裁判所  
岸和田簡易裁判所  
佐野簡易裁判所  
京都簡易裁判所  
伏見簡易裁判所  
右京簡易裁判所  
向日町簡易裁判所  
木津簡易裁判所  
宇治簡易裁判所  
園部簡易裁判所  
鶴岡簡易裁判所  
周山簡易裁判所  
官津簡易裁判所  
岸山簡易裁判所  
久美濱簡易裁判所  
舞鶴簡易裁判所  
福知山簡易裁判所

東淀川簡易裁判所  
西淀川簡易裁判所  
西成簡易裁判所  
阿倍野簡易裁判所  
大阪池田簡易裁判所  
豊中簡易裁判所  
吹田簡易裁判所  
茨木簡易裁判所  
布施簡易裁判所  
枚方簡易裁判所  
堺簡易裁判所  
富田林簡易裁判所  
古市簡易裁判所  
岸和田簡易裁判所  
佐野簡易裁判所  
京都簡易裁判所  
伏見簡易裁判所  
右京簡易裁判所  
向日町簡易裁判所  
木津簡易裁判所  
宇治簡易裁判所  
園部簡易裁判所  
鶴岡簡易裁判所  
周山簡易裁判所  
官津簡易裁判所  
岸山簡易裁判所  
久美濱簡易裁判所  
舞鶴簡易裁判所  
福知山簡易裁判所

總務簡易裁判所  
 神戸簡易裁判所  
 藤岡簡易裁判所  
 西宮簡易裁判所  
 寶塚簡易裁判所  
 伊丹簡易裁判所  
 尼崎簡易裁判所  
 三田簡易裁判所  
 明石簡易裁判所  
 阪山簡易裁判所  
 柏原簡易裁判所  
 姫路簡易裁判所  
 加古川簡易裁判所  
 社倉簡易裁判所  
 龍野簡易裁判所  
 相生簡易裁判所  
 山崎簡易裁判所  
 豐岡簡易裁判所  
 和田山簡易裁判所  
 八尾簡易裁判所  
 濱坂簡易裁判所  
 洲本簡易裁判所  
 奈良簡易裁判所  
 柳生簡易裁判所  
 櫻井簡易裁判所  
 葛城簡易裁判所  
 宇陀簡易裁判所  
 五條簡易裁判所  
 吉野簡易裁判所

京都府何區郡統帥町  
 神戸市生田區  
 神戸市灘區  
 西宮市  
 兵庫縣武庫郡長元村  
 伊丹市  
 尼崎市  
 兵庫縣有馬郡三田町  
 明石市  
 兵庫縣多紀郡藤山町  
 兵庫縣水上郡柏原町  
 姫路市  
 兵庫縣加古郡加古川町  
 兵庫縣加東郡社町  
 兵庫縣揖保郡龍野町  
 相生市  
 兵庫縣安栗郡山崎町  
 兵庫縣城崎郡豐岡町  
 兵庫縣朝來郡和田山町  
 兵庫縣養父郡八鹿町  
 兵庫縣美方郡濱坂町  
 洲本市  
 奈良市  
 奈良縣添上郡柳生村  
 奈良縣磯城郡櫻井町  
 奈良縣北葛城郡高田町  
 奈良縣宇陀郡大字院町  
 奈良縣宇智郡五條町  
 奈良縣吉野郡下市町

十津川簡易裁判所  
 大津簡易裁判所  
 今津簡易裁判所  
 水口簡易裁判所  
 彦根簡易裁判所  
 八日市簡易裁判所  
 滋賀縣大津郡八幡町  
 長濱簡易裁判所  
 米原簡易裁判所  
 木之本簡易裁判所  
 和歌山簡易裁判所  
 海南簡易裁判所  
 湯淺簡易裁判所  
 妙寺簡易裁判所  
 橋本簡易裁判所  
 田邊簡易裁判所  
 周參見簡易裁判所  
 串本簡易裁判所  
 御坊簡易裁判所  
 新宮簡易裁判所  
 本宮簡易裁判所  
 名古屋簡易裁判所  
 中川簡易裁判所  
 昭和簡易裁判所  
 西枇杷島簡易裁判所  
 春日井簡易裁判所  
 愛知縣戶簡易裁判所  
 津島簡易裁判所  
 一宮簡易裁判所

奈良縣吉野郡十津川村  
 大津市  
 滋賀縣高島郡今津町  
 滋賀縣甲賀郡水口町  
 彦根市  
 滋賀縣神崎郡八日市町  
 滋賀縣瀬生郡八幡町  
 長濱市  
 滋賀縣坂田郡米原町  
 滋賀縣伊香郡木之本町  
 和歌山市  
 海南市  
 和歌山縣有田郡湯淺町  
 和歌山縣伊都郡妙寺町  
 和歌山縣伊都郡橋本町  
 田邊市  
 和歌山縣西牟婁郡周參見町  
 和歌山縣西牟婁郡串本町  
 和歌山縣日高郡御坊町  
 新宮市  
 和歌山縣東牟婁郡本宮村  
 名古屋市東區  
 名古屋市中川區  
 名古屋市昭和區  
 愛知縣西春日井郡西枇杷島町  
 春日井市  
 額戶市  
 津島市  
 一宮市

官報外 昭和二十二年四月十三日

案第... 第十六号 昭和二十二年...

案第... 第六十三号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

大田簡易裁判所  
 牛田簡易裁判所  
 愛知横須賀簡易裁判所  
 岡崎簡易裁判所  
 安城簡易裁判所  
 西尾簡易裁判所  
 豊橋簡易裁判所  
 新城市簡易裁判所  
 津簡易裁判所  
 鈴鹿簡易裁判所  
 龜山簡易裁判所  
 松阪簡易裁判所  
 上野簡易裁判所  
 四日市簡易裁判所  
 桑名簡易裁判所  
 宇治山田簡易裁判所  
 鳥羽簡易裁判所  
 三瀬谷簡易裁判所  
 木本簡易裁判所  
 尾鷲簡易裁判所  
 鼓島簡易裁判所  
 八幡簡易裁判所  
 大垣簡易裁判所  
 御嵩簡易裁判所  
 多治見簡易裁判所  
 岐阜中津簡易裁判所  
 高山簡易裁判所  
 福井簡易裁判所

愛知縣津島郡津島町  
 伊田町  
 愛知縣知多郡横須賀町  
 岡崎市  
 愛知縣豊田郡安城町  
 愛知縣豊田郡西尾町  
 愛知縣西加茂郡豊田町  
 豊橋市  
 愛知縣南知多郡新城市  
 津市  
 鈴鹿市  
 三遠縣鈴鹿郡龜山町  
 松阪市  
 上野市  
 四日市市  
 桑名市  
 宇治山田市  
 三重縣志摩郡鳥羽町  
 三重縣伊賀郡三瀬谷村  
 三重縣尾鷲郡木本町  
 三重縣北牟婁郡尾鷲町  
 岐阜市  
 岐阜縣上郡八幡町  
 大垣市  
 岐阜縣御嵩郡御嵩町  
 多治見市  
 岐阜縣惠那郡中津町  
 高山市  
 福井市

武生簡易裁判所  
 大野簡易裁判所  
 敦賀簡易裁判所  
 小浜簡易裁判所  
 金澤簡易裁判所  
 小松簡易裁判所  
 七尾簡易裁判所  
 羽咋簡易裁判所  
 輪島簡易裁判所  
 石川縣田原簡易裁判所  
 富山簡易裁判所  
 八尾簡易裁判所  
 魚津簡易裁判所  
 泊簡易裁判所  
 上市簡易裁判所  
 高岡簡易裁判所  
 水見簡易裁判所  
 出町簡易裁判所  
 城端簡易裁判所  
 石動簡易裁判所  
 廣島簡易裁判所  
 可部簡易裁判所  
 加計簡易裁判所  
 八重簡易裁判所  
 大竹簡易裁判所  
 吳簡易裁判所  
 竹原簡易裁判所  
 尾道簡易裁判所  
 因島簡易裁判所

福井縣南條郡武生町  
 福井縣大野郡大野町  
 敦賀市  
 福井縣遠敷郡小浜町  
 金澤市  
 小松市  
 七尾市  
 石川縣羽咋郡羽咋町  
 石川縣鳳至郡輪島町  
 石川縣珠洲郡飯田町  
 富山市  
 富山縣婦負郡八尾町  
 富山縣下新川郡魚津町  
 富山縣下新川郡泊町  
 富山縣中新川郡上市町  
 高岡市  
 富山縣氷見郡氷見町  
 富山縣東礪波郡出町  
 富山縣東礪波郡城端町  
 富山縣西礪波郡石動町  
 廣島市  
 廣島縣安佐郡可部町  
 廣島縣山陽郡加計町  
 廣島縣山陽郡八重町  
 廣島縣佐伯郡大竹町  
 吳市  
 廣島縣賀茂郡竹原町  
 尾道市  
 廣島縣御調郡土生町



門司簡易裁判所	久留米簡易裁判所	吉井簡易裁判所	柳河簡易裁判所	大牟田簡易裁判所	八女簡易裁判所	行橋簡易裁判所	八屋簡易裁判所	田川簡易裁判所	佐賀簡易裁判所	小笠原簡易裁判所	鳥栖簡易裁判所	武雄簡易裁判所	六角簡易裁判所	鹿島簡易裁判所	伊萬里簡易裁判所	唐津簡易裁判所	呼子簡易裁判所	長崎簡易裁判所	長崎瀬戸簡易裁判所	大村簡易裁判所	諫早簡易裁判所	島原簡易裁判所	長崎小濱簡易裁判所	佐世保簡易裁判所	平戸簡易裁判所	武生水簡易裁判所	福江簡易裁判所	有川簡易裁判所
門司市	久留米市	福岡縣浮羽郡吉井町	福岡縣山門郡柳河町	大牟田市	福岡縣八女郡福島町	福岡縣京都郡行橋町	福岡縣築上郡八屋町	田川市	佐賀市	佐賀縣小島郡小島町	佐賀縣三養基郡鳥栖町	佐賀縣杵築郡武雄町	佐賀縣杵築郡六角町	佐賀縣藤津郡鹿島町	佐賀縣西松浦郡伊萬里町	唐津市	佐賀縣東松浦郡呼子町	長崎市	長崎縣西彼杵郡瀬戸町	大村市	諫早市	島原市	長崎縣南高來郡小濱町	佐世保市	長崎縣北松浦郡平戸町	長崎縣佐賀郡武生町	長崎縣佐賀郡福江町	長崎縣南松浦郡有川町
嚴原簡易裁判所	佐須奈簡易裁判所	大分簡易裁判所	別府簡易裁判所	杵築簡易裁判所	國東簡易裁判所	中津簡易裁判所	宇佐簡易裁判所	玉津簡易裁判所	日田簡易裁判所	竹田簡易裁判所	三重簡易裁判所	佐伯簡易裁判所	臼杵簡易裁判所	熊本簡易裁判所	三判郡簡易裁判所	荒尾簡易裁判所	玉名簡易裁判所	山鹿簡易裁判所	宮地簡易裁判所	高森簡易裁判所	御船簡易裁判所	瀬川簡易裁判所	八代簡易裁判所	水俣簡易裁判所	人吉簡易裁判所	天草簡易裁判所	牛深簡易裁判所	鹿兒島簡易裁判所
長崎縣下縣郡嚴原町	長崎縣上縣郡佐須奈村	大分市	別府市	大分縣遠見郡杵築町	大分縣國東郡國東町	中津市	大分縣宇佐郡四日市町	大分縣西國東郡高田町	日田市	大分縣津久郡竹田町	大分縣大野郡三重町	佐伯市	大分縣北海郡臼杵町	熊本市	熊本縣宇土郡三角町	荒尾市	熊本縣玉名郡玉名町	熊本縣鹿本郡山鹿町	熊本縣阿蘇郡宮地町	熊本縣阿蘇郡高森町	熊本縣上益城郡御船町	熊本縣上益城郡瀬川町	八代市	熊本縣葦北郡水俣町	人吉市	熊本縣天草郡天草町	熊本縣天草郡牛深町	鹿兒島市

伊集院簡易裁判所  
種子島簡易裁判所  
屋久島簡易裁判所  
加治木簡易裁判所  
大口簡易裁判所  
岩川簡易裁判所  
知覽簡易裁判所  
加世田簡易裁判所  
掛宿簡易裁判所  
川内簡易裁判所  
出水簡易裁判所  
瀧島簡易裁判所  
鹿屋簡易裁判所  
大根占簡易裁判所  
宮崎簡易裁判所  
妻崎簡易裁判所  
飯肥簡易裁判所  
都城簡易裁判所  
小林簡易裁判所  
延岡簡易裁判所  
富島簡易裁判所  
高千穂簡易裁判所  
仙臺簡易裁判所  
大河原簡易裁判所  
古川簡易裁判所  
岩出山簡易裁判所  
築館簡易裁判所  
石巻簡易裁判所  
登米簡易裁判所

鹿兒島縣日置郡伊集院町  
鹿兒島縣鹿毛郡西之表町  
鹿兒島縣熊毛郡上屋久村  
鹿兒島縣始良郡加治木町  
鹿兒島縣伊佐郡大口町  
鹿兒島縣噺咄郡岩川町  
鹿兒島縣川邊郡知覽町  
鹿兒島縣川邊郡加世田町  
鹿兒島縣拆宿郡掛宿町  
川内市  
鹿兒島縣出水郡出水町  
鹿兒島縣薩摩郡上飯村  
鹿屋市  
鹿兒島縣肝屬郡大根占町  
宮崎市  
宮崎縣兒湯郡妻町  
宮崎縣南那珂郡飯肥町  
都城市  
宮崎縣西縣郡小林町  
延岡市  
宮崎縣東臼杵郡富島町  
宮崎縣西臼杵郡高千穂町  
仙臺市  
宮崎縣柴田郡大河原町  
宮崎縣志田郡古川町  
宮崎縣玉造郡岩出山町  
宮崎縣築原郡築館町  
石巻市  
宮崎縣登米郡登米町

氣仙沼簡易裁判所  
志津川簡易裁判所  
瀧島簡易裁判所  
二本松簡易裁判所  
郡山簡易裁判所  
三春簡易裁判所  
白河簡易裁判所  
須賀川簡易裁判所  
柳倉簡易裁判所  
若松簡易裁判所  
喜多方簡易裁判所  
田島簡易裁判所  
平井簡易裁判所  
瀧島簡易裁判所  
相馬簡易裁判所  
山形簡易裁判所  
楯岡簡易裁判所  
寒河江簡易裁判所  
新庄簡易裁判所  
米澤簡易裁判所  
長井簡易裁判所  
鶴岡簡易裁判所  
酒田簡易裁判所  
盛岡簡易裁判所  
花巻簡易裁判所  
二戸簡易裁判所  
久慈簡易裁判所  
遠野簡易裁判所  
釜石簡易裁判所

宮崎縣本吉郡氣仙沼町  
宮崎縣本吉郡志津川町  
瀧島市  
瀧島縣安達郡二本松町  
郡山市  
瀧島縣田村郡三春町  
瀧島縣西白河郡白河町  
瀧島縣岩手郡須賀川町  
瀧島縣東白川郡柳倉町  
若松市(瀧島縣)  
瀧島縣田島郡喜多方町  
瀧島縣酒田郡田島町  
平市  
瀧島縣豐後郡瀧岡町  
瀧島縣相馬郡中村町  
山形市  
山形縣北村山郡楯岡町  
山形縣西村山郡寒河江町  
山形縣東上郡新庄町  
山形縣東上郡米澤町  
山形縣西白河郡長井町  
酒田市  
盛岡市  
岩手縣磐前郡花巻町  
岩手縣三戸郡楯岡町  
岩手縣九戸郡久慈町  
岩手縣上閉伊郡遠野町  
釜石市

官報外 昭和二十二年七月二十日 法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 一四三

盛簡易裁判所  
宮古簡易裁判所  
岩泉簡易裁判所  
一關簡易裁判所  
水澤簡易裁判所  
秋田簡易裁判所  
船川港簡易裁判所  
能代簡易裁判所  
本庄簡易裁判所  
大館簡易裁判所  
花輪簡易裁判所  
横手簡易裁判所  
湯澤簡易裁判所  
大曲簡易裁判所  
角館簡易裁判所  
青森簡易裁判所  
鷹田簡易裁判所  
大湊簡易裁判所  
野邊地簡易裁判所  
五所川原簡易裁判所  
弘前簡易裁判所  
鯉ヶ澤簡易裁判所  
八戸簡易裁判所  
三本木簡易裁判所  
札幌簡易裁判所  
岩見澤簡易裁判所  
夕張簡易裁判所  
瀧川簡易裁判所  
盛岡簡易裁判所  
秋田簡易裁判所

岩手縣氣仙郡盛町  
宮古市  
岩手縣下閉伊郡岩泉町  
岩手縣西磐井郡一關町  
岩手縣膽澤郡水澤町  
秋田市  
秋田縣南秋田郡船川港町  
能代市  
秋田縣由利郡本庄町  
秋田縣北秋田郡大館町  
秋田縣鹿角郡花輪町  
秋田縣平鹿郡横手町  
秋田縣雄勝郡湯澤町  
秋田縣仙北郡大曲町  
秋田縣仙北郡角館町  
青森市  
青森縣東津輕郡鷹田町  
青森縣下北郡大湊町  
青森縣上北郡野邊地町  
青森縣北津輕郡五所川原町  
弘前市  
青森縣西津輕郡鯉ヶ澤町  
八戸市  
青森縣上北郡三本木町  
札幌市  
岩見澤市  
夕張市  
北海道空知郡瀧川町  
盛岡市  
北海道有珠郡伊達町

苫小牧簡易裁判所  
浦河簡易裁判所  
靜内簡易裁判所  
小樽簡易裁判所  
岩内簡易裁判所  
俱知安簡易裁判所  
函館簡易裁判所  
本古内簡易裁判所  
松前簡易裁判所  
森簡易裁判所  
八雲簡易裁判所  
釧路簡易裁判所  
江差簡易裁判所  
壽都簡易裁判所  
旭川簡易裁判所  
石狩深川簡易裁判所  
高島野簡易裁判所  
名寄簡易裁判所  
士別簡易裁判所  
紋別簡易裁判所  
中頓別簡易裁判所  
留萌簡易裁判所  
羽幌簡易裁判所  
稚内簡易裁判所  
天鹽簡易裁判所  
釧路簡易裁判所

北海道勇拂郡苫小牧町  
北海道浦河郡浦河町  
北海道靜内郡靜内町  
小樽市  
北海道岩内郡岩内町  
北海道虻田郡俱知安町  
函館市  
北海道上磯郡本古内町  
北海道松前郡松前町  
北海道茅部郡森町  
北海道山越郡八雲町  
北海道釧路郡釧路町  
北海道檜山郡江差町  
北海道壽都郡壽都町  
旭川市  
北海道南樺羅郡深川町  
北海道空知郡高島野町  
北海道十勝郡名寄町  
北海道上川郡士別町  
北海道紋別郡紋別町  
北海道枝幸郡中頓別村  
北海道留萌郡留萌町  
北海道古川郡羽幌町  
北海道宗谷郡稚内町  
北海道天鹽郡天鹽町  
釧路市

厚岸簡易裁判所  
 帶廣簡易裁判所  
 十勝池田簡易裁判所  
 本別簡易裁判所  
 廣尾簡易裁判所  
 網走簡易裁判所  
 美幌簡易裁判所  
 斜里簡易裁判所  
 北見簡易裁判所  
 遠輕簡易裁判所  
 根室簡易裁判所  
 標津簡易裁判所  
 高松簡易裁判所  
 平井簡易裁判所  
 三本松簡易裁判所  
 泷宮簡易裁判所  
 土庄簡易裁判所  
 丸龜簡易裁判所  
 善通寺簡易裁判所  
 觀音寺簡易裁判所  
 徳島簡易裁判所

北海道厚岸郡厚岸町  
 帶廣市  
 北海道中川郡池田町  
 北海道中川郡本別町  
 北海道廣尾郡廣尾町  
 網走市  
 北海道網走郡美幌町  
 北海道斜里郡斜里町  
 北見市  
 北海道紋別郡遠輕町  
 北海道根室郡根室町  
 北海道標津郡標津村  
 高松市  
 香川縣木田郡平井町  
 香川縣大川郡三本松町  
 香川縣綾歌郡泷宮村  
 香川縣小豆郡土庄町  
 丸龜市  
 香川縣仲多度郡善通寺町  
 香川縣三豊郡觀音寺町  
 徳島市

徳島富岡簡易裁判所  
 牟岐簡易裁判所  
 脇町簡易裁判所  
 徳島池田簡易裁判所  
 川島簡易裁判所  
 高知簡易裁判所  
 本山簡易裁判所  
 赤岡簡易裁判所  
 須崎簡易裁判所  
 窪川簡易裁判所  
 安藝簡易裁判所  
 中村簡易裁判所  
 宿毛簡易裁判所  
 松山簡易裁判所  
 久万簡易裁判所  
 大洲簡易裁判所  
 八幡濱簡易裁判所  
 西條簡易裁判所  
 愛媛三島簡易裁判所  
 今治簡易裁判所  
 宇和島簡易裁判所  
 野村簡易裁判所  
 城邊簡易裁判所

徳島縣那賀郡富岡町  
 徳島縣海部郡牟岐町  
 徳島縣美馬郡脇町  
 徳島縣三好郡池田町  
 徳島縣麻植郡川島町  
 高知市  
 高知縣長岡郡本山町  
 高知縣香美郡赤岡町  
 高知縣高岡郡須崎町  
 高知縣高岡郡窪川町  
 高知縣安藝郡安藝町  
 高知縣幡豆郡中村町  
 高知縣幡豆郡宿毛町  
 松山市  
 愛媛縣上浮穴郡久万町  
 愛媛縣喜多郡大洲町  
 八幡濱市  
 西條市  
 愛媛縣宇摩郡三島町  
 今治市  
 宇和島市  
 愛媛縣東宇和郡野村町  
 愛媛縣南宇和郡城邊町













豊中	大阪池田	阿倍野	西成	西淀川	東淀川	生野	都島	大阪	相川	糸魚川	直江津	高田
大阪府の内 豊中市の内 豊能郡の内 庄内町の内	大阪府の内 池田市の内 豊能郡の内 歌垣村 田尻村 西能勢村	大阪府の内 中河内郡の内 加美村 巽村	大阪府の内 住吉区 西成区	大阪府の内 西淀川区 大塚町	大阪府の内 東淀川区 大塚町	大阪府の内 東成区 生野区	大阪府の内 都島区 旭区 城東区	大阪府の内 北区 天王寺区 福島区 此花区 東区 西区 大正区 港区	新潟縣の内 佐渡郡の内	新潟縣の内 西頸城郡の内	新潟縣の内 中頸城郡の内 直江津町の内 春日村 大藤村 有田村 湯町村 八千浦村 明谷村 桑取村 美守村 保倉村 諏訪村 黒川村 米山村 上米山村 旭村 吉川村 源村 黒岩村 黒川村 米山村	新潟縣の内 高田市の内 中頸城郡の内 三郷村 和田村 新道村 津有村 里五十公野村 杉野村 上郷村 藤原村 原通村 豊原村 大鹿村 矢野村 水原村 中郷村 坂倉村

伏見	京都	佐野	岸和田	古市	富田林	裸	枚方	布施	茨木	吹田
京都府の内 伏見区の内	京都府の内 愛宕郡の内 京都市の内 中京区 下京区 左京区 東山区	大阪府の内 泉南郡の内	大阪府の内 岸和田市の内 泉北郡の内 南池田町 忠湖町 八坂町 信太村 北池田村 北松尾村 横山村 南横山村 南松尾村 山瀬村	大阪府の内 古市町 高鷲町 道明寺町 志紀村 駒ヶ谷村 西浦村 増生村 柏原町 長吉村 瓜破村 矢田村 天美町 布忍村 松原町 三宅村 恵我村	大阪府の内 富田林町の内 加賀田村 天見村 川上村 長野町 石川村 磯長村 山田村 白木村 河内町 赤坂村 千早村 東條村 高向村 三日市村	大阪府の内 南河内郡の内 美木多村 西陶器村 取石村 久世村 東陶器村 上神谷村 南河内郡の内 北入下村 狭山村 大章村 日置莊村 野田村 平尾村 黒山村 丹比村 丹南村	大阪府の内 守口市 北河内郡	大阪府の内 布施町の内 中河内郡の内 入尾町 龍華町 枚岡町 百津町 三箇村 阿武野村 五領村 島本町 川安村 若江村 西郡村 久賢寺村 大正村 玉川町 高安村 南高	大阪府の内 吹田市の内 三島郡の内 味生村 味吉村 新田村 山田村 大阪府の内 高槻市の内 三島郡の内 富田町 三島村 三宅村 安威村 福井村 玉島村 木村 春日村 豊川村 石河村 見山村 常楽村 黒飼村 玉櫛村 三箇村 阿武野村 五領村 島本町	



奈良										洲本	濱坂	八鹿	和田山		
大津	十津川	吉野	五條	宇陀	葛城	磯井	柳生	奈良	奈良	奈良	洲本市	兵庫	大津	兵庫	
滋賀縣の内 大津市 滋賀郡 栗太郎 野洲郡	奈良縣の内 吉野郡の内 十津川村	奈良縣の内 吉野郡の内 上野市 黒龍村 丹生村 天川村 秋野村 上市町 大淀町 下野市 中庄村 關樺村 龍門村 中龍門村 川上村 北山村 下北山村	奈良縣の内 吉野郡の内 白銀村 寶名生村 廣橋村 大塔村 野田川村	奈良縣の内 宇陀郡の内 高見村 四郷村 小川村	奈良縣の内 葛城郡の内 平野村 田原本町 川東村 川西村 多村 三宅村 都村	奈良縣の内 磯城郡の内 三輪町 初瀬町 柳木町 磯田村 大瀬村 香久山村 朝倉村 上之郷村 多武峯村 安倍村	奈良縣の内 磯城郡の内 東山村 月瀬村 東里村 狹川村 大柳生村	奈良縣の内 添上郡の内 柳生村	奈良縣の内 添上郡の内 明和村 大安寺村 辰市村 東市村 田原村 櫻木町 治道村 平和村 帶原町 五ヶ谷村	奈良縣の内 添上郡の内 生駒郡	奈良縣の内 津名郡 三原郡	兵庫縣の内 洲本市	兵庫縣の内 養父郡の内 八鹿町 廣谷町 養父町 建屋村 口大屋村 大屋村 南谷村 關富村 高柳村 伊佐村 宿南村	兵庫縣の内 養父郡の内 美加野村 龍大村 射添村 小代村	兵庫縣の内 養父郡の内 美加野村 龍大村 射添村 小代村

大津										
湯淺	海南	和歌山	米之本	米原	長濱	滋賀八幡	八日市	彦根	水口	今津
和歌山縣の内 有田郡	和歌山縣の内 海南郡の内 那賀郡の内 志賀郡の内 神野村 長谷毛原村 猿川村 眞國村 細野村 北野上村 中野上村 南野上村 小川村 上神	和歌山縣の内 和歌山郡の内 那賀郡の内 紀伊郡の内 紀伊村 直川村 有功村 太町 西脇野村 上岩出村 根來村 山崎村 小倉村 池田村 田丸村 中貴志村 西貴志	滋賀縣の内 伊香郡	滋賀縣の内 坂田郡	滋賀縣の内 長濱市 東濱井郡	滋賀縣の内 新井郡の内 平八幡町 岡山村 馬淵村 老藤村 鏡山村 金田村 武佐村 苗村	滋賀縣の内 蒲生郡の内 市原村 玉緒村 中野村 市邊村 日野町 堀川村 朝日比都佐村 西大路村 南比都佐	滋賀縣の内 愛知郡の内 桑名郡の内 神崎郡の内 愛知郡の内 大上郡 角井村 東押立村 西押立村 眞國村 八木莊 日枝村 稻枝村 稻村 藤枝見村	滋賀縣の内 甲賀郡	滋賀縣の内 高島郡

官報号外 昭和二十二年七月十三日 衆議院會議録第十六号 昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の二部を改正する法律案 一五五

和歌山									
中川	名古屋	本宮	新宮	御坊	串本	周参見	田邊	橋本	妙寺
和歌山縣の内 中川区内 中川区 港区	和歌山縣の内 名古屋市内 中区 北区 西区 熱田区 千種区	和歌山縣の内 東牟婁郡の内 本宮村 三浦村 四村 三里村 敷屋村 九重村 玉置口	和歌山縣の内 東牟婁郡の内 新宮市 勝浦町 太地町 下里町 太田村 色川村 那	和歌山縣の内 日高郡の内 御坊町 衣笠村 和原村 三尾村 比井崎村 志賀村 白	和歌山縣の内 西牟婁郡の内 潮岬村 田並村 有田村 和深村	和歌山縣の内 西牟婁郡の内 大郡河村 日置町 三舞村 佐木村 江住村	和歌山縣の内 日高郡の内 南高野町 上南郡村 清川村 高城村 岩代村 上山路村	和歌山縣の内 西牟婁郡の内 田邊市 橋本町 紀見村 山田村 岸上村 磯野村 學文	和歌山縣の内 伊都郡の内 妙寺町 九波山町 高野口町 信太村 四郷村 笠田町 見好村 鹿其村 雄堀村 長田村 川原村 麻生津村 王子村 上石手村

名古屋														
新	豊	學	西	安	岡	愛	牛	犬	一	津	愛	春日	西	昭
城	橋	母	尾	城	崎	知	田	山	宮	島	知	井	枇杷	和
愛知縣の内 南設楽郡 北設楽郡 八名郡	愛知縣の内 豊橋市 豊川市 豊岡郡 豊美郡	愛知縣の内 西加茂郡 東加茂郡	愛知縣の内 幡豆郡	愛知縣の内 豊海郡	愛知縣の内 岡崎市 額田郡	愛知縣の内 知多郡の内 岡田町 大野町 八幡町 常清町 西浦町 大	愛知縣の内 知多郡の内 阿久比村 河和町 神崎町 豊濱町 武豊町 富貴村 小鈴	愛知縣の内 丹羽郡	愛知縣の内 一宮市 中島郡 菟栗郡	愛知縣の内 津島市 海部郡	愛知縣の内 春日井市 高藏寺町 坂下町 小牧町 味岡村 篠岡村	愛知縣の内 春日井市 高藏寺町 坂下町 小牧町 味岡村 篠岡村	愛知縣の内 西春日井郡	愛知縣の内 名古屋市内 瑞穂区 南区 天白村 日進村 東郷村 鳴海町 豊明村

津												
津	鈴鹿	龜山	松阪	上野	四日市	桑名	宇治山田	鳥羽	三瀬谷	木本	尾鷲	岐阜
三重縣の内 津市 安濃郡 一志郡 河内郡の内 一身町 栗原村 白塚村 豊津村 上野村 合川村 黒田村 大里村 高野尾村 椋木村 明村	三重縣の内 鈴鹿郡 天名村 桑村	三重縣の内 松阪市 飯南郡 多氣郡の内 飯南郡 相河町 西下御絲村 大淀町 上御絲村 明星村 齋宮村 津田村 丹生村 五ヶ谷村	三重縣の内 飯南郡 相河町 西下御絲村 大淀町 上御絲村 明星村 齋宮村 津田村 丹生村 五ヶ谷村	三重縣の内 上野市 阿山郡 名賀郡	三重縣の内 四日市市 三重郡	三重縣の内 桑名市 桑名郡 員辨郡	三重縣の内 宇治山田市 田丸町 三見町 四郷村 沼木村 御園村 豊濱村 有田村 北瀬村 小川郷村 東外城田村 内城田村 中川村 有田村 神原村 下外城田村 南海村 五ヶ所町 宿田會村 城田村	三重縣の内 志摩郡	三重縣の内 多氣郡の内 川添村 萩原村 領内村 大杉谷村 度會郡の内 七保村 瀬原町 柏崎村 大内山村 吉津村 島津村 鷺倉村 中島村	三重縣の内 南牟婁郡	三重縣の内 北牟婁郡	岐阜縣の内 岐阜市 稲葉郡 羽島郡 本巢郡 山縣郡 武儀郡 加茂郡の内 富岡村 益田郡の内 郡上郡の内 東村

名古屋												
福井						岐阜						
小松	金澤	小濱	敦賀	大野	武生	福井	高山	岐阜中津	多治見	御嵩	大垣	八幡
石川縣の内 小松市 江沼郡 能見郡の内 根上杉谷村 新丸村 西尾村 金野村 中海村 寺井野町 川根村 國府村 吉田村 粟生村 久常村 山上村	石川縣の内 金澤市 河北郡 能見郡の内 尾口村 白峯村	福井縣の内 遠敷郡 大飯郡	福井縣の内 敦賀郡 三方郡	福井縣の内 大野郡	福井縣の内 丹生郡 今立郡 朝日町 立待村 吉川村 豊村 吉野村 大虫村 宮崎村 白山市 城崎村 四箇浦町 織田村 萩野村 常盤村 米生村	福井縣の内 丹生郡 足羽郡 吉田郡 坂井郡 越前郡 下御村 國見村 殿下村 志津村 西安居村 天津村	岐阜縣の内 益田郡 大野郡 吉城郡 益田市 小坂町 下呂町 高根村 馬瀬村 朝日村	岐阜縣の内 岐阜市 惠那郡 岐阜市 惠那郡	岐阜縣の内 多治見市 土岐郡	岐阜縣の内 加茂郡 御嵩郡 加茂市 古井町 山之上新 藤原村 加茂野村 坂祝村 下米田村 伊波村 三和村 川邊町 下麻生町 下見村 藤原村 黒川村 西白川村 東白川村 福地村 蘇原村	岐阜縣の内 大垣市 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	岐阜縣の内 八幡郡 郡上郡 北川合村 口明方村 山田村 彌富村 牛道村 高田村 白鳥町 西和良村 和良村 相生村 奥明方村 高田村

官報号外 昭和二十二年七月十三日 衆議院會議録第十六号 昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 一五七

		金 縣										
出 町	水 見	高 岡	上 市	泊	魚 津	八 尾	富 山	石川飯田	輪 島	羽 咋	七 尾	
西林村 青島村 神村 柳村 出町 油田村 南殿若村 庄下村 五鹿村 東野尻村 中野村 東山見村 高瀬村	富山縣の内 水見郡	富山縣の内 射水郡 東礪波郡の内 中野町 東五位村 西礪波郡の内 東五位村 西野村 立野村 戸出町 醍醐村 小勢村	富山縣の内 中新川郡 富山縣の内 射水郡 東礪波郡の内 中野町 東五位村 西礪波郡の内 東五位村 西野村 立野村 戸出町 醍醐村 小勢村	富山縣の内 下新川郡の内 舟見町 入善町 愛本村 野中村 大塚庄村 山崎村 南保村 飯野村 上原村 横山村 新屋村 柳山村	富山縣の内 下新川郡の内 舟見町 入善町 愛本村 野中村 大塚庄村 山崎村 南保村 飯野村 上原村 横山村 新屋村 柳山村	富山縣の内 下新川郡の内 舟見町 入善町 愛本村 野中村 大塚庄村 山崎村 南保村 飯野村 上原村 横山村 新屋村 柳山村	富山縣の内 八尾町 宮川村 野村 保内村 山田村 大長谷村 古里村 菅川村	富山縣の内 上野方村 下野方村 西布施村 天山村 天山村 天山村	富山縣の内 上野方村 下野方村 西布施村 天山村 天山村 天山村	富山縣の内 上野方村 下野方村 西布施村 天山村 天山村 天山村	富山縣の内 上野方村 下野方村 西布施村 天山村 天山村 天山村	富山縣の内 上野方村 下野方村 西布施村 天山村 天山村 天山村

		廣 島							石 動	城 端
原	吳	大 竹	八 重	加 計	可 部	廣 島	廣 島	石 動	城 端	
豊田村 木ノ江町 東野村 中野村 西野村 大崎南村	廣島縣の内 豊田郡の内 下野村 東野村 莊野村 賀永村 安藝津町	廣島縣の内 大竹郡の内 小方村 秋波町 栗谷村 木野村	廣島縣の内 八重郡の内 川追村 壬生町 本地村 南方村 原村 新庄村	廣島縣の内 加計郡の内 上殿村 安野村 都谷村 戸内町 美和村 美和村	廣島縣の内 可部郡の内 吉加計村 雄儀原村 八幡村 中野村 美和村 美和村	廣島縣の内 廣島郡の内 西高屋村 東高屋村 造復村 川上村 東志和村 志和原村 西志和村 原村 下三永村	廣島縣の内 廣島郡の内 西高屋村 東高屋村 造復村 川上村 東志和村 志和原村 西志和村 原村 下三永村	廣島縣の内 石動郡の内 北高屋村 西高屋村 西五位村 石堤村 赤丸村 五位山村	富山縣の内 東礪波郡の内 大磯屋村 南山田村 山田村 北山田村 北野村 西礪波郡の内 井口村 上平村 石黒村 西野尻村 西太美村 廣瀬村 南礪波郡の内 吉江村 東石黒村 東太美村 太美山村	

伊佐	山口大田	防府	山口	庄原	三次	上下	油木	福山	甲山	因島	尾道	
山口縣の内 美祿郡の内 伊佐町 東厚保村 四厚保村 大橋町 於瀬村	山口縣の内 美祿郡の内 大田町 共和村 綾木村 眞長田村 秋吉村 岩水村 赤郷村	山口縣の内 防府市 佐波郡	山口縣の内 吉敷郡の内 仁保村 小鯖村 大内村 大道村 秋穂町 鑿鏡同村	廣島縣の内 比婆郡	廣島縣の内 雙三郡 高田郡	廣島縣の内 甲奴郡	廣島縣の内 神石郡	廣島縣の内 沼隈郡の内 福山市 深安郡 廣島郡 沼隈町 横島村 田島村 千年村 熊野村 水香村	廣島縣の内 世羅郡	廣島縣の内 御調郡の内 土生町 三庄町 田鹿村 重井村 中庄村 三浦村 大濱村	廣島縣の内 三原市 御調郡の内 美ノ郷村 木ノ庄村 菅野村 原田村 下川邊村 深田村 市村 河内村 藤田村 宇津戸村 奥村 立花村 向島西村 向島東村 岩子島村 八幡村 今津野村 坂井原村 羽和泉村 久井村 豊田郡の内 船木村 大草村 窪田村 榎梨村 河内町 竹仁村 戸野村 入野村 小谷村 田万里村 久芳村 瀬戸村 赤坂村 神村 本郷村 東村 西村 沼隈郡の内 高須村 今津町 松永町 柳津村 金江村 藤江村 浦津村 百鬼村 山南村	廣島縣の内 御手洗町 大長村 久友村 豊橋村 忠海町 湯崎町 沼田東村 沼田西村 小泉村 大乗村 南方村 本郷町 高坂村 長谷村 瀬戸町 鷺浦村 東生口村 南生口村 上北方村 下北方村 善入寺村

廣島

山口

岡山	宇部	船木	下關	久賀	柳井	本郷	岩國	山口深川	萩	鹿野	徳山	生野
岡山縣の内 岡山市 御津郡 赤松郡 上野郡	山口縣の内 宇部市 吉野郡の内 東坂渡村	山口縣の内 小野田市 厚狭郡	山口縣の内 下關市 豊浦郡	山口縣の内 大島郡	山口縣の内 玖珂郡の内 能毛郡の内 佐賀村 平生河 田布施町 伊保庄村 阿月村 望津村 上關村 大野村 曾根村 麻里府村 城南村 麻郷村	山口縣の内 賀見郡の内 廣瀬町 桑根村 秋中村 河山村 深須村 高根村	山口縣の内 岩國市 玖珂郡の内 由宇町 小瀬村 和木村 藤河村 御庄村 北河内村 南河内村 柳木野村 通津村 坂上村 高森町 玖珂町 祖生村 米川村 川越村	山口縣の内 山口郡の内 大津郡	山口縣の内 萩市 阿武郡の内 佐々木村 須佐町 江崎町 宇田郷村 藤原村 瀬富村 小川村 六島村	山口縣の内 鹿野町 向道村 須金村	山口縣の内 徳山市 下松市 光市 須々万村 中須村 長穂村 米川村 周防郡の内 三丘村 高水河 露間村 八代村 大和村	山口縣の内 阿武郡の内 生野村 地瀨村 徳佐村 高根村 吉部村 嘉年村









官報号外 昭和二十二年七月十三日 衆議院會議録第十六号 昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

宮崎					宮崎								
宮崎	斐	飢肥	都城	小林	延岡	宮島	高千穂	仙臺	大河	古川	岩山	仙臺	築館
宮崎市の内 宮崎郡 東諸縣郡													
宮崎市の内 宮崎郡 東諸縣郡													

福島									
石巻	登米	氣仙沼	志津川	福島	二本松	郡山	白河	須賀川	柳川
石巻市の内 石巻郡 大谷地村 前谷地村 須江村 赤井村 矢木町 北村 大鹽村 桃生村	登米市の内 登米郡 米谷町 豊里村 磯江村 石巻町	氣仙沼市の内 氣仙沼郡 宮崎村 新月村 鹿折村 大島村 階七村	志津川市の内 志津川郡 戸倉村 久谷村 歌津村 横山村 土三原村	福島市の内 福島郡 安達郡 大館村	二本松市の内 二本松郡 小浜町 榎下村 杉田村 油井村 蓋川村 上川崎村 下川崎村 大平村 石井村 針道村 大田村 新坂村 旭村 玉井村 荒井村 仁井田村	郡山市の内 郡山郡 安達郡 高瀬村 谷田川村	白河市の内 白河郡 常盤町 高野村 中郷村 中妻村 宮城村 山崎村 三春町 常盤町 高野村 中郷村 中妻村 宮城村	須賀川市の内 須賀川郡 高野村 中郷村 中妻村 宮城村	柳川市の内 柳川郡 高野村 中郷村 中妻村 宮城村

山形												
長井	米澤	新庄	寒河江	楯岡	山形	相馬	福島	平島	田島	喜多方	若松	
山形縣の内 東置賜郡の内 伊佐郡の内	山形縣の内 東置賜郡の内 小松町 赤松町 金山町 尾花町 漆山村 藤野町 中郷村 大郷村 吉島村 和野村 高野町 二井宿村	山形縣の内 最上郡の内	山形縣の内 西村山郡	山形縣の内 北村山郡	山形縣の内 東村山郡 南村山郡 東村山郡	山形縣の内 中村山郡 飯沼町 大野村 駒ヶ嶺村 新地村 福田村 八幡村 高平村	福島縣の内 相馬郡の内 中村山郡 大野村 駒ヶ嶺村 新地村 福田村 八幡村 高平村	福島縣の内 雙葉郡	福島縣の内 平市 石城郡	福島縣の内 南會津郡	福島縣の内 耶麻郡の内 耶麻町 猪苗代町 磐梯村 磐梯町 月輪村 吾妻村 千里村 長瀬村	福島縣の内 若松郡の内 北會津郡 大沼郡 堂島村 坂下町 箕川村 勝常村 金上村 柳津町 新郷村 千八郷村 高寺村 八門村

仙臺

盛岡									
宮古	盛岡	釜石	遠野	久慈	二戸	花巻	盛岡	酒田	鶴岡
山形縣の内 下宮古郡の内 川井町 門馬村 小國村	岩手縣の内 越前町 吉濱村 立根村 猪川村 末崎村 下住村 綾里村	岩手縣の内 大船渡町 矢野村 竹駒村 立根村 猪川村 末崎村 下住村 綾里村	岩手縣の内 松野町 附馬牛村 子畑村 青笹村 上郷村	岩手縣の内 中野町 長内村 野田村 宇部村 山根村 山形村	岩手縣の内 九戸郡の内 晴山村 小郷米村 伊保内村 江刺家村 戸田村	岩手縣の内 和賀郡	岩手縣の内 九戸郡の内 江刈村	山形縣の内 酒田市の内 西田町 新郷村 榮村 廣野村 常盤村 八榮里村 大和村	山形縣の内 鶴岡市の内 加茂町 大山町 京田町 念珠隣村 豊浦村 上郷村 西郷村 湯田町 湯田川村 泉村 渡前村 横山村 八榮里村 手向村 大泉村 本郷村 山形村 狩川町 清川村 東田町 東郷村 東郷町 手向村 長沼村 十六合村 狩川町 清川村









昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨

この法律案は、現行法律第三條に基いて、簡易裁判所の設立及び管轄区域を定めて、政令第三十七号が、同法附則により七月十八日限りその効力を失うため、あらたに法律で定めなければならない必要があるとともに、なお、若干の改正を加えるため提出されたものである。即ち本案によれば、その第一の要旨は、従来の簡易裁判所は下級裁判所と称することとなり、その設立及び管轄区域は高等裁判所及び地方裁判所とともにすべて法律で定められることとなるが、その配属、管轄区域の内容は大体において従前の通りである。

ただ二つの簡易裁判所を増設し、一つの簡易裁判所の所在地を変更し、その他全圖を通じ、数ヶ所の裁判所の管轄区域が部分的に改正せられたことなどが、その実質的内容の相違している主な点である。

次に第二の要旨としては、若干の例外を除いては、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更のあつたときは、これに伴つて裁判所の管轄区域も変更されることを原則として置ける点である。

以上のように規定しても、なお、管轄区域の定まらない場合を考慮して、その場合にはこの法律の改正によりその地域を管轄する裁判所が定

められるまで、最高裁判所が管轄裁判所を定めることとして、最後に附則として實際上支障のないようにこの法律を施行するに必要の規定が設けられている。

二、本案の特色

第一に簡易裁判所の設立及び管轄区域が法律に定められ、しかも簡易裁判所の配置を地域の実情に即して設置変更し、一層拡充されたことである。およそ時代の進展に伴ひ社会事情は益々複雑となり、殊に生活面の困難のため、紛争事件は頻発している。これら紛争事件の迅速な解決は、國民生活にとり、緊要である。簡易裁判所の拡充は、この点極めて重要な意義を有するものである。

第二に本案においては、將來起ることのあるべき行政区画の変更を考慮し、これによつて生ずる管轄区域に関する法律改正の煩を避け、この場合には当然管轄区域も変更されることを原則としている。

第三に例へばこの改正法律の施行前に別表四表に記載されていない町村が設けられたときなどを予想し、このような場合にも、その町村を管轄する裁判所が、この法律の改正せられるまで存在しないといふような不都合のないように、極めて慎重な措置が講ぜられている。

三、議案の可決理由

本法案は一應適切な効果を期待し、慎重な實際的考慮の下に立案せられており、當局者の技術的努力と相俟つて、裁判民主化の実を挙げ得るものと思ふ。たゞ審査期間が短時日であつたため、審査に欠くる

ところがあるとすれば、將來必要に應じて再検討の日に委ねることとし、今日その成立が日趨の急を要する実情に鑑み、本案は大体において妥當なるものと認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十二年七月十二日

司法委員長 松永 義雄  
衆議院議長松岡鈞吉殿

「松永義雄君答覆」

○松永義雄君 たいま稿となりまして、昭和二十二年法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を、概要御報告を申し上げま

ます。本案の趣旨につきましては御説明申し上げました。この法律は、裁判所法第二條第二項の規定に基き、第九十二回議會に提出せられて成立し、五月三日新憲法と同時に施行されたのでございます。この法律の制定の際には、簡易裁判所の設立及び管轄区域につきましては、さらに詳細に現地の事情を調査しました上で、これを決定する必要がありといふことで、政令に委ねることとし、その規定に基き、昭和二十二年政令第三十七号が制定公布され、同様に五月三日から施行されているのでございます。同法附則第二項により、この政令が本月十八日限り、その効力を失うことになつておりますので、簡易裁判所の設立及び管轄区域に關し、直接この法律に規定を設けなければならぬわけでございます。また、これに關連いたしまして、若干の

改正を必要とし、この改正案が提出された次第でございます。

すなわち、本案によりますれば、その第一の要旨は、簡易裁判所の設立及び管轄区域は、この法律に規定せられることになつたのでございます。しかし、その配置区域の内容は、大体におきまして従前の通りであります。ただ、二つの簡易裁判所の新設を見、一つの簡易裁判所の所在地が変更せられ、また全圖を通じ数ヶ所の裁判所の管轄区域が部分的に改正せられた点などが、その実質的内容の相違として、おもなるものでございます。

次に、第二の要旨としては、若干の例外を除いては、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更のあつたときは、これに伴つて裁判所の管轄区域も当然変更されるのを原則としてお

ります。以上のように規定いたしましたも、なお管轄区域の定まらない場合を考慮いたしまして、そのような場合には、この法律の改正により、その地域を管轄する裁判所が定められるまで、最高裁判所がその裁判所を定めることにいたしてあるのであります。

最後に附則として、實際上支障のないよう、この法律を施行するに必要な規定を設けてございます。以上、本案の要旨について御紹介申し上げます。

次に、本法案の特色につきまして申し上げます。まず、簡易裁判所の設立及び管轄区域が法律によつて定められ、しかもその配置が、一層地域の実情に即し拡充変更を見たことでありま

まいりました。また生活困窮のため、紛争事件が頻発いたしてあります。この際、これら紛争事件を迅速に解決して、國民生活を完全に保護するには、簡易裁判所の強化を旨とする法案が、きわめて重要な意義をもつてあります。

さらに本案においては、將來起ることあるべき行政区画の変更を考慮し、これによつて生じます管轄区域に関する無用の法律改正を避けております。また、たとへば、本法案立案後施行前に、別表四表に記載せられていない町村が設けられたときなどを予想し、このような場合にも、その町村を管轄する裁判所が、この法律の改正せられるまで存在しないといふような不都合のないように、きわめて慎重な措置が講ぜられてあります。地域的な事情の調査につきましては、技術的に困難もあり、また期間も十分ではなかつたので、さらに簡易裁判所の管轄区域の変更を必要とする点が認められな

いでもありません。

本案は、去る九日予備審査を開始し、当日政府の提案理由の説明を聴取いたしました後、引続き質疑及び討論に入り、昨十一日本委員会に付託、本十二日質疑及び討論を終了し、採決上程と運び上げた次第であります。

審査の内容については、その詳細を會議録に關することについては、要

点をかいつまんで申し上げます。委員中村俊夫君、鍛冶良作君、花村四郎君、明神輝三郎君及び酒井俊雄君等と政府との間に、次のような質疑が交されました。別表四号中、神戸の管轄に美濃郡の含まれるのは不適当である、

地域の條件を無視した画一的官廳作成のようと思われるが、はたして在野法曹に諮つたものかどうかとの質疑に対し、政府当局より、当局としては、署長、検事正に連絡したのであるが、署長、検事正から弁護士会等に意見を求めたものと思ふが、なお実情を調査し、不備な点があれば、これを改める旨の答弁がありました。

將來の必要に應じて設置すべき裁判所の数について、考慮ありやとの質疑に対し、予算上は六百十五箇所が予定せられてゐるが、さらに幾分配置定員の分散、その無理をすれば余裕のある旨答弁がございました。

次に、設置の基準は行政区画か地域の條件か、あるいは警察管轄かとの質疑に対し、簡易裁判所に対して置かれる区檢察廳との關係から、原則として行政区画を基準としておるが、警察署の管轄区域と連つておる場合には、警察の管轄区域を基準としたものもあるとの、政府の答弁でありました。

なお、最後に特に御報告申し上げる点としては、鍛冶君より憲法の根本的解釈問題が提起せられ、政府に法律案権はない、本法案の処置について、政府は、この法案を委員会発議とするについては、いかなる見解をもつかとの質疑に対し、当局は、憲法の解釈は、政府にも案権ありと考へて処置したい旨の答弁でありましたが、憲法の解釈問題につきましても、委員会は両論にわかれたのであります。結局それは最高裁判所において決定せらるべきものであり、政府の、法律案提案権ありとの前提に立つ本案の提出を、議院が受理したる以上、これを拒

否するは委員会の権限外なりとの趣意に従い、審査を進めた次第であります。

討論の際、日本社会党を代表して石川金次郎君、民主党を代表して吉田安君、日本自由党を代表して明禮輝三郎君及び國民協同党を代表して大島多藏君より、それ／＼原案に賛成の意見が述べられたのであります。次いで採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決確定いたしました次第であります。以上、簡単に御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であり、異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

第三 昭和二十二年法律第五十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第三、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商業委員長喜多橋治郎君。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 昭和二十二年法律第五十四号の一部を次のように改正する。

第二十八條及び第三十一條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。  
第二十九條第一項中「委員七人」を「委員長及び委員六人」に、同條第二項及び第三項中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同條中第二項の次に左の一項を加ふる。

委員長の任免に、天皇が、これを認証する。

第三十條第一項本文、第二項乃至第四項中「委員」を「委員長及び委員」に、同條第一項但書中「補欠委員」を「補欠の委員長及び委員」に改める。

第三十二條中「委員」を「委員長又は委員」に改める。

第三十三條第一項を削る。  
第三十四條中「そのうちの一人については一年、二人については二年、一人については三年、二人については四年、一人については五年」を「そのうちの四人については各、一年、二年、三年又は五年とし、二人については四年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨  
本案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律によつて設置される公正取引委員会の重要性に鑑み、その構成について考慮を加へ、現行法には、委員七人を以て組

織するところを改め、委員長及び委員六人を以て組織することとし、特に委員長の任免については、天皇の認証を必要とすることとした点が主要なる改正であつて、その他委員の任期についても必要なる改正を加へたものである。

二、本案の目的  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の対象とする経済的実体は極めて複雑多岐であつて、この法律の實體的規定は、自然に抽象的且つ流動性に富んだものとなつてゐる。

従つてこの法律の運用に當る機關について、充分に公正と慎重とを期し得るより、特別の配慮を必要とする建前から、この法律の目的を達成するのために、身分の保障を受けて、裁判官と同じように独立して職権を行う七人の委員を以て組織する公正取引委員会という特別の行政機關を設けてゐる。

この委員会の委員としては、学識経験の外に、高邁な識見と充分な社会的信用とを必要とする見地から、その身分に相當の格式を與へる必要がある、特に委員長については、その任免に、天皇の認証を必要とすることに改正を加へようとするのが本案の主たる目的である。

三、議案の可決理由  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の全般に渉る事項については、あるいは再検討を要するものも存するとの意見もあるが、これらはすべて他日の機会に委ねることとし、本改正案そのものについて

は、議案の目的にも記載した通り、改正の意の存するところを諒とし、これを可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。  
昭和二十二年七月十一日  
商業委員長 喜多橋治郎  
衆議院議長松岡駒吉殿

○喜多橋治郎君 ただいま議題となりました、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、商業委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和二十二年法律第五十四号は、さきに第九十二回議會の協賛を経た法律であります。この法律は、私的独占、不当なる取引制限及び不正なる競争方法の禁止、事業支配力の過度の集中の防止、すなわち一切の事業活動の不当なる拘束を排除することによりまして、公正かつ自由な競争を促進し、この基礎の上に、事業活動の不正化と、雇傭及び國民所得の水準向上、ひいては一般消費者の利益の確保、國民經濟の民主的かつ健全なる発達を促進することを目的としたものであります。これは、諸君御承知の通りであります。

この法律の対象といたしまする経済実体は、現実にはきわめて複雑多岐でありまして、これに伴ひ、この法律の實體的規定は、おのずから抽象的かつ流動性に富んだものとなつておるものであります。従つて、複雑多岐な経済現象の中から、この法律の目的に反し、不当な、不正な、ないしは不合理な事業活動上の拘束を取上げて、適

当なる措置をとることにつきましては、公正と慎重を期し得るよう、この担当する機関について特別の配慮を必要とするのでありまして、この法律でもつてその目的を達成するために、公正取引委員会という特別の行政機関を設け、身分の保障を受け、独立して職務を行う七人の委員をして、合議制によりその職務を担当させることになつておりました、その委員は、年齢が一定以上で、法律または経済に関する学識経験ある者の中から、内閣総理大臣が衆議院の同意を得て任命することに、現行法はなつておるのであります。が、委員会の性質からいましては、委員といたしましては、法律または経済に関する学識経験のほか、高邁なる識見と十分な社会的信用とが要求される現実に鑑みまして、特に委員長に對し特別の考慮を加えて、その任免については、天皇の詔を必要とするものが適當であると認め、現行の規定では、委員長は委員の中から一人を内閣総理大臣が命ずることになつておりますものを改め、委員会の構成を、委員長及び委員六人とし、委員長の任免については、天皇の詔を必要とするものにいたしましたのであります。これが主要なる改正でありまして、その他委員の任期についても、必要なる改正を加えたものであります。

本法案は、七月九日内閣から提出せられましたので、翌七月十日本委員会に付託せられました。委員会におきましては、昨十一日午前、政府より提出理由の説明を聴取いたしました。ただちに、法案の取扱ひについて各委員の間において慎重に協議をいたしました結果、大体において改正案の意の存するところは、これを諒といたしました次第であります。同日午後質疑に入りまして、委員より、現行法には、公正取引委員会の委員の年齢を三十五年以上と定めてあるが、時代の思潮に鑑みて、年齢を低下する考えはないかとの旨を政府に質しましたところ、政府は、公正取引委員会の重要性に鑑み、豊富な学識経験を要するものと認め、三十五年以上の年齢の点は、そのままとしたとの答弁でありました。

本改正案そのものは、きはめて簡單でありまして、別に異論もなく、大体において適當なるものと認めましたので、質疑を終了した後、討論を省略いたしました。ただちに採決に入りまして、採決の結果、委員一致をもつて議案の通り可決いたしました次第でございます。以上、簡單でございますが、この取柄報告申上げる次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本法案の委員長報告は可決であります。本法案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 異議ありとのこととありますから、衆議院規則第五百十七條により、異議の申立は二十人以上を必要といたします。

○議長(松岡駒吉君) 定規の異議申立者ありません。よつて異議申立は成立いたしません。よつて本法案は可決いたしました。(拍手)

第四 両院協議会規程案(議長發議)

第五 両院法規委員会規程案(議長發議)

第六 常任委員会合同審査会規程案(議長發議)

○議長(松岡駒吉君) 日程第四、両院協議会規程案、日程第五、両院法規委員会規程案、日程第六、常任委員会合同審査会規程案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。議院運営委員長淺沼稻次郎君。

両院協議会規程案

第一條 甲議院において、両院協議会を求めるときは、その件名及び理由を記し文書を以つてこれを乙議院に通知しなければならぬ。

第二條 協議会の初会の日時は、両議院の議長が協議してこれを定め、その後の会議の日時は、協議会がこれを定める。

第三條 協議会は、両院協議室においてこれを開く。

第四條 協議会の議長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

第五條 両議院の協議委員は、各副議長一人を選定する。議長に事故があるときは、副議長が、議長の職務を行う。

第六條 議長及び副議長に共に事故があるときは、その院の委員の中から、仮議長を選定して、議長の職務を行わせる。

第七條 協議会の議長が討論に加わらうとするときは、その院の副議長をして議長席に著かせなければならぬ。

第八條 協議会の議事は、両議院の議決が異つた事項及び当然影響を及ぼす事項の範囲を超えてはならぬ。

第九條 協議委員は、協議会において同一の事件について、何回でも発言することができる。

第十條 協議会において、成案を得たときは、各議院の協議委員議長は、各、文書を以つてこれをその議院に報告しなければならない。

第十一條 協議会は、協議会決議二部を作り、両議院の協議委員議長がこれに署名して、各議院に夫々一部を保存する。

第十二條 協議会決議には、出席者の氏名、議事、表決の数、成案その他重要な事項を記載しなければならない。

第十三條 協議会において、懲罰事項があるときは、協議会の議長は、これをその委員の撰する議院の議長に報告して、処分を求めなければならない。

第十四條 協議会の事務は、各議院の事務がこれを掌理する。

両院協議会規程案(淺沼稻次郎君外七名提出) に関する報告書

一、議案の要旨

本法案は、国会法の定める所に従つて、国会の議決を必要とする事件について、両院の議決が異つたため、両院協議会を開く場合の手續を定め、その要旨は、

一、各院の両院協議委員數、定足數、成案の議決及び毎回の議長等、重要事項は、大体においてみな国会法に規定されているので、本法案は、これに現れていない必要なる手續を從來の規程から拾つて規定したものと、国会法及び新衆議院規則の連動の下に、若干補充して、實際に協議会を開く場合の協議会請求の方法、日時、場所等の決定、議事運営上の諸手續、会議録等に関する規定を設けているが、從來の両院協議会規程と大差はなく、ただ衆議院規則と参議院規則との相違する点については、衆議院規則の連動によつて規定されている。

二、本案の特色

・本案については、国会法が從來の協議会規程の中から若干の規定を抽出して詳細な規定を置いたため、從來の規定より簡單なものとなつて、外、衆議院規則の禁前に従つて從來と異り、動議には一名の賛成者をも必要としないこと等を除いては、從來の規程に比して特異な点はな

三、議案の可決理由

本法案は新憲法と国会法の下において、特に両院の關係を規律する國會運営上の細則ともいふべきものであり、両院制度の本質と憲法並びに國會法における衆議院の優越的地位とに鑑みながら、なるべく両院の意思を合致せしめて両院の協調を図り、國會の意思の円満なる成立を期待し、以て両院制度の運用の妙を發揮するために、両院の規則と相俟つて

狀に鑑み、本案を適正妥協的ものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。  
昭和二十二年七月十一日  
議院運営委員長 淺沼稻次郎  
衆議院議長 岡岡吉蔵

兩院法規委員会規程

第一條 兩院法規委員会の委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじで当選人を定める。但し、投票によらないで動議その他の方法で委員長を選任することができる。

委員長が選任されるまでは、年長者が、委員長の職務を行う。

第二條 兩院法規委員会は、いずれかの議院から選挙された委員がすべて改選されたときは、新にその委員長を互選しなければならない。

第三條 兩院法規委員会の委員長の辞任は、委員会がこれを決する。

第四條 兩院法規委員会の委員は、正当の理由がなければその任を辞することができない。

委員がその任を辞せんとするときは、理由を附し委員長を經由してその属する議院の許可を得なければならぬ。但し、閉会中は、議長がこれを許可することができる。

第五條 兩院法規委員会の委員が欠けたときは、その委員の属する議院は、その補欠選挙を行わなければならない。

第六條 兩院法規委員会に数人の理事を置き、その委員がこれを互選する。

委員長の事故があるときは、理事が委員長の職務を行う。

第七條 兩院法規委員会開会の日時は、委員長がこれを定める。

いずれかの議院から選挙された委員の半数以上が通名で要求したときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

第八條 兩院法規委員会は、各議院の会議中でもこれを開くことができる。

第九條 兩院法規委員会は、各議院から選挙された委員の各、半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第十條 兩院法規委員会が勧告案を議決するには、出席委員の三分の二以上の多数によることを要する。

その他の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

第十一條 兩院法規委員会の委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第十二條 兩院法規委員会の委員長又はその代理者は、各議院の会議又は委員会において意見を述べることができる。

第十三條 各議院の議長及び委員長は、兩院法規委員会に出席して意見を述べることができる。

第十四條 兩院法規委員会は、委員会に出席して意見を述べようとする議員があるときは、その意見を聴くことができる。

第十五條 兩院法規委員会は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第十六條 兩院法規委員会は、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

第十七條 兩院法規委員会が、兩議院及び内閣に対して勧告しようとするときは、その決議を要する。

第十八條 兩院法規委員会が、新立法の提案に関して兩議院に勧告するときは、勧告の要旨及びその理由を文書で兩議院の議長に提出しなければならない。

第十九條 兩院法規委員会が、法律及び政令に関して内閣に勧告するときは、勧告の要旨及びその理由を文書で内閣に提出しなければならない。

前項の場合には、委員長からその旨を兩議院の議長に通知する。

第二十條 兩院法規委員会が、國會關係法規の改正について、兩議院に勧告するときは、勧告の要旨及びその理由を附し、案を具えて、文書でこれを兩議院の議長に提出しなければならない。

第二十一條 兩院法規委員会は、その勧告した事項の処理の経過について、内閣に対し報告書の提出を求めることができる。

第二十二條 兩院法規委員会は、兩議院の議員の外、傍聴を許さない。

第二十三條 兩院法規委員会は會議録二部を作り出席者の氏名表決、

の數その他重要な事項を記載しなければならない。

第二十四條 兩院法規委員会の會議録には、委員長及び理事がこれに署名し、各議院に夫々一部を保存する。

第二十五條 兩院法規委員会の會議録は、これを印刷して兩議院の議員に配付する。但し、秘密會議の記録中特に秘密を要するものと委員会が決議した部分については、この限りでない。

第二十六條 兩院法規委員会において、懲罰事犯があるときは、委員長はこれをその委員の属する議院の議長に報告して、処分を求めなければならない。

第二十七條 兩院法規委員会の事務は、各議院の理事がこれを掌理する。

兩院法規委員会規程案(淺沼稻次郎君外七名提出)に関する報告書

一、議案の要旨  
本案は、國會法によつてあらたに規定された兩院法規委員会に関する規定であるが、國會法は、單にこの委員会が立法に関する勧告機關である性格とその構成についてののみ規程して、詳細な規定は、兩院の議決に譲つており、又委員の選任については、本院と參議院とは、規則の上において、その原則を異にし、本院では單記無名投票によることを衆議院規則第二十三條に規定しているに過ぎないので、本案は、それ以外の兩院法規委員会運営に関するものをすべて包含している。その内容は委員

長の選任、辞任、委員の辞任、補欠及び理事等委員会の構成に関するもの、委員会の開会に関する一般規則に関するもの等を規定している外、兩議院及び内閣に対する勧告の方法等委員会の運営に必要な規定が一應整備されている。

二、本案の特色  
本案は、兩院法規委員会が兩院の機關として、閉会中を除いて常時立法の勧告について活動する特殊な性格を持つ点に鑑みて、他の一般の委員会の規定と比較して、その特色のある点を挙げれば次の通りである。  
先づ第一に、いずれかの議院から選挙された委員が、すべて改選されたときはあらたにその委員長を互選すべきものとしていふことである。  
第二に、本委員会の特殊な性格から、各議院の會議中でも自由に開き得るものとしていふことである。  
第三には、兩院の委員数が違つていふ点及びその案の効果を重からしめる意味から、勧告案の議決には、多数決を必要としていふことである。

第四には、本委員会が勧告機關である点に鑑み、委員会が新立法の提案を兩議院に勧告し、法律、政令に関して内閣に勧告し、及び國會關係法規の改正につき兩議院に勧告する場合の勧告の方法について詳しく規定し、且つ、その勧告した事項の処理の経過について、内閣に対し報告書の提出を求めることができるものとしたことである。

三、議案の可決理由  
本案は國會法によつてあらたしく

設けられた兩院法規委員会活動に必要の規定を定めたものであるが、兩院法規委員会の活発な運用は、一方において兩院制度の短所を補いながら、他方においては新憲法によつて唯一の立法機関として認められた國會の權威を一層高揚するものと確信するものであつて、その機能を遺憾ならしめる目的を以て立案された本案は、適切妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十二年七月十一日  
議院運営委員長 淺沼稻次郎  
衆議院議長松岡洋右

常任委員会合同審査会規程案

第一條 甲議院の常任委員会において、乙議院の常任委員会と合同審査会を開くことを決議したときは、甲議院の常任委員長は審査又は調査すべき件名及び理由を示して、乙議院の常任委員長に合同審査会を開くことを求めなければならない。

第二條 他の法律の定めるところにより、合同審査会の議を経なければならぬものについては、兩議院の議長が協議して、合同審査会の開会を兩議院の常任委員長に求めることができる。

第三條 合同審査会は、兩議院の常任委員長の協議に基いて、兩議院の常任委員又は各議院の常任委員会で選定された委員が合同してこれを開く。

第四條 合同審査会の会長は、各議院の常任委員長又は理事が協議してこれに當る。

第五條 合同審査会の初会の日時及び場所は、兩議院の常任委員長が協議してこれを定め、その後の会議の日時及び場所は合同審査会がこれを定める。

第六條 合同審査会は、その会員の属する議院の議長を藉して、議案の協議者、國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七條 合同審査会の委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

第八條 合同審査会は、その審査又は調査する事件については、法律に特別の定めのある場合を除いては、表決をすることができない。

第九條 合同審査会は、その会長の属する議院の議長を藉して、審査又は調査のため証人の出頭を求めることができる。

第十條 証人の発言は、その証言を求められた範囲を超えてはならない。

第十一條 証人の発言が前項の範囲を超え又は証人に不相當な言動があつたときは、会長はその発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

第十二條 合同審査会は、その会長の属する議院の議長を藉して、審査又は調査のため、内閣官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

第十三條 合同審査会において、公聴会を開こうとするときは、予め兩議院の議長の承認を得た後、その決議をしなければならない。

第十四條 合同審査会において、公聴会を開くに決したときは、会長からその旨を兩議院の議長に報告すると共に、その日時及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

第十五條 合同審査会に付された重要な案件について、公聴会を開くことを希望する者、又は合同審査会の公聴会に出席して、意見を述べようとする者は、予め文書を以てその理由及び案件に対する賛否を合同審査会に申し出なければならない。

第十六條 公聴会において、その意見を聴こうとする利害關係者及び学識経験者等（これを公述人といふ）は、予め申し出た者及びその他の者の中から合同審査会がこれを定めてその旨を本人に通知する。

第十七條 公述人が発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

第十八條 公述人の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

第十九條 公述人は、合同審査会の同意を得た場合には代理人をして意見を述べさせ又は文書で意見を提示することができる。

第二十條 合同審査会を終つたときは、各議院の常任委員長又は理事から審査の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。但し委員会は、文書の報告を求めることができない。

第二十一條 合同審査会は、會議録二部を作り兩議院の常任委員長（又はその代理者）がこれに署名して、各議院に夫々一部を保存する。

第二十二條 合同審査会の會議録には、出席者の氏名、表決の數、公聴会、証人、委員の推選、報告又は記録の提出の要求、その他重要な事項を記載しなければならない。

第二十三條 合同審査会の會議録は、これを印刷して兩議院の職員に配付する。但し、嚴密會議の記録中に秘密を要するものと合同審査会で決議した部分については、この限りでない。

第二十四條 合同審査会において懲罰事項があるときは、会長は、これをその委員の属する議院の議長に報告して処分を求めなければならない。

第二十五條 合同審査会の事務は、各議院の参事がこれを掌理する。

常任委員会合同審査規程案（淺沼稻次郎君外七名提出）  
議案の要旨

本案は、国会法の定める所によつて、兩院の常任委員会が協議して、合同審査会を開く場合についての規定であつて、合同審査会の請求方法、合同審査会の構成、議事の通則、その他証人、報告及び記録の提出の要求、公聴会、金銭録等について、一般委員会の通則と略、尚餘の規定を設けている。

二、本案の特色

本案は、兩院の常任委員会が合同して審査する場合の規定であるから、常任委員会に関する規定と殆んど異なる所はないのであるが、ただ委員会に関する規定が、衆議院と参議院とは、その建前を異にしているの

で、衆議院優越主義によつてすべて衆議院規則の例によつてゐる。なお、兩院制度の本義に照らして合同審査会は、法律に特別の定め

る場合を除いては、表決はできないものとしてゐることが一般の委員会とその趣を異にしている点である。

三、議案の可決理由

國會が兩院制度に基くのみならず、兩院同時審査主義を採つてゐる關係から、兩院制度の本質に反しないかぎり、なるべく兩院の意思を合致せしめ、國會の意思の円満なる成立を期待するとともに、兩院の審査を合理的且つ能率的ならしめるためには、常任委員会の合同審査会に期待する所極めて大なるものがあると信じ、本案が適切妥當であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十二年七月十一日

衆議院議長 淺沼稻次郎

衆議院議長 松岡野吉殿

〔淺沼稻次郎君登壇〕

○淺沼稻次郎君 ただいま議題となりました兩院協議会規程案、兩院法規委員会規程案及び常任委員会合同審査会規程案の三案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この三規程案は、新憲法と国会法のもとにおいて、兩院の關係を規律する、國會運営上の細則ともいへべきも

のでありまして、殊に國會法によつて新しく認められました兩院法規委員会、常任委員会合同審査会等の適切活発な運営が、兩院の審査の能率に多大の効果を期待されます点等から、その重要性に鑑みられて、議長が参議院議長と協議せられたものを、去る七月八日、本運営委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、まずこの三規程案につきまして、その條文の整理に當つた大池事務局長から、その趣旨の説明を聴いたのであります。三規程案の内容につきまして、簡単に御説明いたします。

まず第一に、兩院協議会規程案であります。國會の議決を必要とする事件について、兩院の議決が異なつたため、兩院協議会を開くべき場合につきましては、國會法に詳細な規定があり、また各院の兩院協議委員數、定数、成案の議決及び毎会の議長等、重要事項は、大体において、みな規定されておりますので、本案には、これに漏れております必要な手続を從來の規定より拾つて規定したものと、國會法及び衆議院規則の建前のもとに若干補充して、實際に協議会を開く場合の協議会請求の方法、日時、場所等の決定及び議事運営の手続等に関して必要な規定が設けられてありまして、從來の

兩院協議会規程と、ほとんど變つておりません。委員の発言や會議録につきましては、衆議院規則の趣旨に従つてあります。

第二に、兩院法規委員会規程案について申し上げます。兩院法規委員会は、國會法によつて新たに規定された制度であります。國會法は、單に、この委員会が立法に関する勸告機關たるの性格と、その構成についてのみ規定して、詳細な規定は、兩院の議決に譲つております。兩院法規委員の選任につきましては、本院と参議院とは、規則の上において、その原則を異にいたしております。すなわち本院では、單記無名投票によることを衆議院規則第二十三條に規定してありますので、本案におきましては、それ以外の

兩院法規委員会運営に関するものが、すべて包含されております。國會法が衆議院優越主義をとつてゐる關係上、大部分のものが、衆議院規則の委員会の通則その他の線に沿つて立案されております。

第一條乃至第六條は、委員長の選任、辞任、委員の辞任、補充及び理事等、委員会の構成に関する規定であります。兩院法規委員会は、兩院から委員が出ておりますので、一院の委員が全部改選されたよりな場合には、新たに委員長を互選することに

規定されております。第七條乃至第九條は、委員会の一般通則であります。ただ本委員会は、一般の各院の委員会と異なり、各議院の會議中에서도、自由に開會し得るものといたしておりますのは、本委員会の特殊な性格に基くものであります。第十條は、勸告案を議決する場合の原則を規定し、兩院の委員數が違つております点と、その案の効果を重からしむる意味において、出席委員の三分の二以上の多數決を必要としてあります。第十八條は、兩院法規委員会が新立法の提案を兩院院にいたします場合を規定いたし、第十九條には、法律、政令に關し内閣に勸告する場合を規定いたし、第二十條に、國會關係法規の改正につき兩院院に勸告する場合を規定してあります。いずれも勸告の要旨及びその理由を文書で提出することとし、特に國會法規の改正については、案を具えてもろることとなつております。その他の点につきましては、衆議院規則の委員会の規定と大差ありません。

第三は、常任委員会合同審査会規程案であります。これは國會法の定めるところによりまして、兩院の常任委員会が協議して、合同審査会を開く場合の規定であります。

第一條には、一院の常任委員会が他

院の常任委員会と協議して、合同審査会を開く場合の規定であります。

院の常任委員会と合同審査会を開く場合の手續を規定してあります。しかるに、他の法律によつて、議院運営委員会の両院合同審査会に諮らなければならぬことになつておりますものについては、両院の議長が協議をして、合同審査会の開会を、両院の常任委員長に請求することができる規定が第二條にありま。また第三條では、合同審査会を開会する場合に、両院の全委員者が合同して審査するか、または少数者が選ばれて審査するかは、両委員長が協議で決定できるよりしてあります。なお合同審査会は、法律に特別の定めのある場合を除いては、表決はできないものとしておりますのは、兩院制の本義に照らして當然のことを規定したものであります。その他報告及び記録の要求、國務大臣等の出席要求等につきまは、兩院の規則と変わらなせん。証人、公證人、金銀鑑定等につきまは、兩院の規則の違前が異なつておりますので、これらは、すべて衆議院規則の例によつておりますので、さきの衆議院規則中のこれらに関する規定と、まづ同様であります。

以上が、三提議案の大要であります。委員会におきましては、すでに前から運営委員協議会として、本案の立案についても、議長を助けて協議に預かつてまいりましたので、特に取立て

て御報告するほどの質疑應答もなく、原案通り、全会一致をもつて可決をいたしましたのであります。

思ひに、國會が、兩院制度に基いておられますのみならず、兩院同時審査主義とつております關係から、兩院制度の本質と、憲法並びに國會法における本院の新しい地位とに鑑みながら、なるべく兩院の意思を合致せしめて、國會の意思の円満なる成立を期待するとともに、兩院の審査を合理的かつ能率的ならしむるために、兩院關係の適切な調整をはかつてこそ、兩院制度の運用の妙も發揮され、また新國會の完全適切な活動が期待されると信ずるのであります。従ひまして、新しい憲法と國會法のもとに、この三案が制定せられることによつて、初めてさきに制定せられた衆議院規則と相まつて、衆議院運営の細則は、一應ここに整備されることになるわけでありま。何とぞ御審議の上、原案に御賛成あらんことをお願いする次第であります。

なおこの機會に、議院運営委員会に議長から諮問せられました議院運営上の諸問題につきまは、一言御報告を申し上げておきたいと存じます。

本委員会は、今日まで、協議会は別といたしまして、正式に前後六回の委員会を開いて、議院運営上の問題を審

官報号外 昭和二十二年七月十三日 衆議院會議録第十六号 衆議院事務局職員定員規程案

議してまいつたのであります。今日まで議長から諮問せられましたものは、件数にしておよそ十四件でありま。そのおもなるものは、自由討議に關するもの、國會議員の旅費、旅費及び手當等支給規程案、その他の諸規則案及び國會附屬施設の用地として國有地に移管に關するもの、常任委員会の國政調査承認要求に關するもの、休会に關する件、並びに國會法第三十九條による國會の議決に關するもの等でありまして、それらに對しましては、その都度適切な答申をいたしてまいりました。第一回國會の議院運営上、建議

を終ります。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。三案の委員長報告は、いずれも可決であります。三案とも委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めました。よつて三案とも可決いたしました。(拍手)

第七 衆議院事務局職員定員規程案(淺沼稻次郎君外七名提出)  
(委員会審査省略要求事件)  
○議長(松岡駒吉君) 日程第七は、提出者淺沼稻次郎君。

出者より委員会の審査省略の申出がおります。申出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めました。よつて日程第七、衆議院事務局職員定員規程案を議題といたしました。提出者の趣旨弁明を許します。提出者淺沼稻次郎君。

衆議院事務局職員定員規程案  
衆議院事務局職員の定員は、事務局長を除いては左の通りとする。

第一 参事 専任 二十一人  
二 副参事 専任 四十三人  
三 主事 専任 四百三十人  
四 常任委員会 専任 四十四人  
五 常任委員会 専任 五十人  
書記

第二條 前條の職員の外、臨時官廳に關する事務に従事させるため、副参事専任五人及び主事専任十一人を置く。

附則  
この規定は、議院事務局法施行日から、これを適用する。

○淺沼稻次郎君 簡單でありますから、自席から発言のお許しを願います。

ただいま上程せられました衆議院事務局職員定員規程案について、簡單にその提案の理由を御説明いたします。本規程は、事務局職員の定員を定めたものであります。事務局職員の定員は、議院事務局法第一條第二項によりまして、議院の議決によつてこれを定めなければならぬことになつております關係上、本規程を運営委員会において取上げて研究し、ここにその成案を得た次第であります。しかしその定員は、本年度の予算に計上されております定員を掲げることとしたしましたが、第二條におきましては、臨時に關する事務に従事させるために、臨時に職員を増員することいたしましたので、その規定をも設けた次第であります。何とぞ本案に御賛成あらんことを希望いたします。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案を原案の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めました。よつて本案は可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 上林山榮吉君より、議事進行に關し発言を求められております。これを許します。上林山榮吉君。

一七五

〔上林山榮吉君登壇〕  
 ○上林山榮吉君 私は本日の日程に關連いたしましたして、この際自由党を代表して、政府に警告を發せんとするものであります。

新憲法下における國會は、十分にその機能を發揮して、内は國民の負託にこたえ、外は平和的に國際信用を高めねばならないのであるが、しかるに片山内閣は、發表せる毎に危機突破政策の真つげとならねばならぬ重要法案の提出並びに追加予算案の提出が遲々として進まず、ために議會は自然休会の態勢をとらねばならぬようになったことは、國民の危機が切迫せるものであるだけに、まことに遺憾とするところであります。(拍手)

しかも、本日の日程にあるところの下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部改正法律案にしても、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正法律案にしても、十分にこれが審議の機会を與うることのなかつたことは、一部その事情のやむを得ざるものとするものであります。私が、私どもは、新しい國會の勢頭よりして、國權の最高機關であり、唯一の立法機關でなければならぬこの國會を輕視せんとする態度の見えることは、今後の國會運営上、重大なる關心を有するものであります。(拍手)この

点について、今後の政府の一大反省と努力をば、要望してやまないものであります。

さらに、インフレーションの前途をわめて多難なるを思はしむる際、政府は突如として、昨十一日大輻の物價改訂を發表したが、われらはその翌日たる本日の新聞において、初めてこれを承知したのであります。第二次物價改訂もまた同様であつて、國民の代表機關として、こういう態度はまさに遺憾であると思つてあります。將來政府は、重大なる施策にして社會に發表せんとするものは、あらかじめ、または少くとも他に發表すると同時に、公式に議員にこれを周知せしむるとともに、國會に十分の審議を盡さしめるよう、一大反省を要求してやまないものであります。(拍手)この意味において、政府の一段の努力を要請するとともに、議つてわれ／＼議員も、一致してこれが監視に努めなければならぬと考ふる次第であります。一言要求しておきます。

○議長(松岡駒吉君) ただいまの上林山君の議事進行の發言、お聞及びの通りでありますから、これに對し、司法大臣より御答弁がありますれば、この際司法大臣より……  
 〔國務大臣鈴木義男君登壇〕  
 ○國務大臣鈴木義男君 上林山君の御意見に對して、一言御釈明申し上げたい。

〔發言する者多し〕  
 ○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣鈴木義男君(續) 簡易裁判所の設置は、國民の權利に重大な關係があることであるから、でき得るだけ現地の輿論、要求等も取入れたいと存じまして、議會が開会になりました後も、できるだけ陳情等を受けつけるようにいたしておりましたために、印刷に著手することが多少遅れたのであります。しかし、印刷が思つたよりもよけい日にちを要しまして、十余日を費して、非常に細かい表を必要とするものでありますから、思つたより長くかかつたことが、一つは提案の遅れた理由であります。それに、議會の方でも近く休会になるといふこととでありますので、十七日まででせよ通過していただかなければ、非常に……(發言する者多し)この法律は、來る十七日までで成立をさせなければ、御承知のごとく重大な差支えを生ずるのでありますので、御促進願つたわけでありまして、今後ほできるだけ、かのごときことがないように注意いたすことを申し上げまして、御了承を得たいと存するのであります。

○議長(松岡駒吉君) ただいまの議事進行の發言中、自然休会云々とありますが、本院は、各常任委員会等、必要により審査することになつております。自然休会となつておりませんか、さう御承知を願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

〔發言する者多し〕  
 ○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○豊澤豊雄君(續) まず第一番に、政府は食糧の重要性をどの程度にお考えになつておるかをお尋ねいたします。

○豊澤豊雄君(續) まず第一番に、政府は食糧の重要性をどの程度にお考えになつておるかをお尋ねいたします。前内閣も、現内閣も、食糧増産には非常な力を入れられ、特に肥料増産については、貴重なる石炭と鐵を重点的に注ぎこまれ、硫安のごときは、昨年の一月に比較すれば、その量に數倍にならんとしております。われ／＼は、この方面における政府の苦心と功績に對しては、滿腔の感謝をしておるものであります。

さらに過日は、野党の總裁たる吉田前總理は、この壇上から、食糧問題の計画は自給自足を目標にしなければならぬと警告をせられました。これに對して、片山首相もまた、心からこれを肯定されました。われ／＼は、吉田氏の警告の中に、片山氏の肯定の中に、永遠の平和への強いあこがれと、國民を禍に近づけまいとする親心のあることを感じて、さすがにと、尊敬の念を深めたのであります。物資の極度に少くなつておる今日といえども、永遠の

平和への基礎問題には、爾を食い縛つてもその貴重物質を出し、もつて禍根を將來に遺さないようにするのが、政治の大事な部分だと信じております。そのために國民が負わなければならぬ苦痛は、しばし忍ばなければならぬと思ひます。

では、このように日本國中が食糧問題を重大に取扱つておられますが、その食糧に比較して、われ／＼が、えてして忘れがちなこの塩、すなわち食塩は、はたしてどの程度に重要なものでしょうか。この間新聞を見ますと、水谷商工大臣は、裸で炭坑の中にはいられて、そして三時間勤務肉労働をせられたといふことをいわれております。その時に、炭坑から出てきて、初めて食塩水のうまさを知つた。炭坑夫が食塩を多量に求める理由がわかつたといふことを言われております。私は、もしあのときに水谷さんが食塩水を飲まずに、一日懇談会に臨んだり、あるいは事務をとるなりしてくれたならば、どんなによかつたかと思ふのであります。なぜならば、食塩が心身に及ぼす生理的な影響がいかに大なるかを、身をもつて体験することができたからであります。われ／＼は、一日に約十五グラムの食塩をとらなければ、生きていられない。もし、われ／＼が食塩をとることが不十分であれば、いかに腹腹

していても、筋肉労働を続けることはできません。

まず食塩は、精神方面に非常なる影響を及ぼします。意志の強固を破るといふことにおいては、食塩ほど大きな力をもつてゐるものはありません。學者の実験によると、はとは三週間に食塩を與へなくても生きておるが、二週間の食分を断つて死ぬと報告されておられます。人間も、おそろしく、四週間に食分をとらなかつたら、生命を失つておられるといふ事。昔から、塩をもも、これを大切にする民族は榮え、砂糖を浪費する民族は滅びると言われておられます。これは、食塩が心身に及ぼす影響を端的に表現している言葉で、われ／＼政治家としても、國家の將來を考えると、深く味わねばならぬ言葉だと考へます。

このように、われ／＼の心身に限りない影響を及ぼす食塩の製造に對し、政府は本年一月以來石炭の配給を中止してあります。今までも少くとも二月五万五千トンの配給があつたのに、一月もゼロ、二月もゼロ、三月も四月も、一塊の石炭の配給もいたしません。炭に働く西子たちは驚き、いや、それよりも心ある職者は、首をかしげたわけでありませう。しかし、ちよつと時期が多でありますし、製造には比較的ひまなときでありましたので、石炭の

トツクを食い延ばして、業者は、最盛期が来たならば石炭をまわしてくれるに違ひないと、希望をもつておりました。

ところが、春が来て、製造の最盛期が来て、石炭の配給が十分ではありません。政府の発表を見ますと、五月には三千トン、六月には二百九十トンといふ、実に粉塵にもひといふ少量の割當しかありません。全國四千九百八十八町歩の塩田は、最盛期を控えて、まさに休止という状態にあります。羨しき塩田風景の一つとされておつたあの釜屋からの煙も、今はどこにも見当らなことは、皆御承知の通りであります。これは、もう塩田で働いても、何の利益もないからであります。

千石もはいるといふ所の鹹水溜には、一番濃い塩水が溜らあふれているのであります。業者たちのある者は、薪を燃やして製塩したり、あるいは鹹水を賣つたして生活をしてますが、これらの方法では、とうてい問題の端緒すら解決することができません。彼らは、心のうちで、政府はもう日本の塩田をつぶしてしまふのだ、そして將來は安い外塩によつて賄つてもいいのだと、轉機を考へてゐる者も相当数あるようでありませう。憂うべき現象だと私は思ひます。代表者たちが押し寄せて、政府の意見を聴くと、いや、塩田をつぶすなど

とは決して思つていない。今は石炭が非常に不足しているのです、これを重点的に大事な方面へまわして、食塩のよりに、外國から買入られるものは、この際買入れて、もし石炭がたくさん出るようになったら、塩田の方へまわそうと等々と言われませう。まことに、ごもつともな話であります。しかし、この答への中には、大きな誤算があることを知らねばなりません。

すなわち、日本製塩法は世界に類のない塩田法であるといふことが、忘れられてゐるのであります。日本の塩田は、石炭ができたから始め、なくなつたら中止する。それでいけるというふうに、都合よくできておられません。外國の岩塩のように、つるはして掘つたり、湖という湖があつて、すぐたけたり、天日製塩のごとく、海水を田の中に導き入れたら、すぐ塩ができるのは、根本的に違つておられます。

日本の塩田は、海水を塩田面に振りかけて、それが乾いて塩になるのだなと考へていたら、それと大間違ひであります。海水は呼び水であり、この呼び水によつて、厚さ七十センチもある砂の層を、毛細管現象によつて上つてきた水が、蒸発して「きられ」といふ特殊な砂の上について、その砂を業者が集めて、さらにこし箱の中で濃い鹹水をつくつて、製造するのであります。

す。塩田の良否は、実にこの砂層の毛管現象の良否によつてきまるのであります。

もし、ここ数箇月間塩田を使用せず、捨てておいたら、この厚い砂層はどうなるでしょうか。「きられ」といふ特殊の砂は、どうなるでしょうか。まず砂層の毛管が崩れて、毛細管現象が起らなくなる。「きられ」といふ砂は、土著してしまひます。現に一月余り塩田を使用しなかつたために、有名な優良塩田の能率が悪くなつたといふことを知つておられます。ここ、しばらく捨てておけば、おそろしく塩田面の所々に雜草が根を張るようになると思ふのであります。塩田の生命がなくなつたことになつて、それは死人の口を塞ぎこむようなものであります。

閉止塩田をまた元の塩田に直すことがどんなにむずかしいか。このように考へるときに、石炭ができるまで辛抱せよといふことは、塩田をつぶす結果になるのであります。食塩を外國に依存するといふ結果になるのであります。すなわち、今職者が、塩田業者が心配しておることが、事実となつて現われるのであります。平和を永遠に願うわれ／＼にとつて、それがよいことであるか、悪いことであるか、慎重に

考えねばならぬ大問題だと思ひます。われ／＼は、誤れる戦争によつて破壊し盡された祖國を興すために、強い意志と肉體を必要とします。それに、食糧増産と相まつて、食糧の自給を確保することが、絶対に必要であります。われ／＼は、憲法に誇らかに書かれた戦争放棄を旗印として、世界の平和へ邁進せなければならぬ。しかし、それが空文にならないように、具体的準備をしなければならぬ。

今、世界はあげて永遠の平和へ懸命の努力を続けておりますが、將來絶対に内乱あるいは紛争が起らないと、神ならぬ身のたれが断言することができるとしようか。われ／＼は、平和へ進むために、隣に働きこまれないために、生命に深い關係のある食糧の自給を心から願つておるのであります。これを必要でないというやうなものは、少くとも政治性のないものであつて、實質してははからないのであります。政治家は、眼前の現象のみにとらわれて急速に処置するのよすがが、國民が気づかず、政治的なるがゆえに、それをなすがらにするというのが、今までの政治家の通弊であつたのであります。この観点から、現内閣の責任者

に、七つの点をお尋ねします。食糧の重要性を認めるかどうか。將來塩田を維持せしめるかどうか。もし塩田を持続せしめるとすれば、鹽止塩田にならぬように、石炭の配給を増すかどうか。石炭配給がどうしても不可能とすれば、最低の作業を維持しなければならぬが、その維持費を政府が補償するかどうか。この期間中に、機械製塩に轉向する意思があるかないか。もし奨励するとすれば、今までは七割の補助を與へていたが、今後それを続けるかどうか。また資金の起償をしなければならぬが、政府はこれを補償するかどうか。現在全國にあふれておる鹹水の処分方法を科學的に研究しておるかどうか。なお、これらの問題に關連して、八割の日銀であるとか、その他の所に不良炭がたくさんあり、あるいは海没炭、規格外石炭がところ／＼に遊んでおると聞か、この石炭を製塩用のためにまわすかどうか。これを使用するにすれば、わく内に入れられる。わく内に入れらるるのであつたならば、よい石炭をもらわねばならぬ。と言つておる。遊んでおる不良炭がたくさんあるというが、これらは製塩用には適当な石炭であるから、これをわく外として戻炭してくれるかどうか。以上出典

についで、奥的、積極的な御質問の御質問をお願ひいたします。〔拍手〕

〔政府委員小坂善太郎君登壇〕 貴議員の御質問に對してお答え申し上げます。貴議員の、専門的な御見地からいろいろ塩業の重要性、塩の重要性に對して、あるお述べになりましたことを、深く傾聴いたしました。御質問の七つの点についてお答え申し上げます。第一は、塩の重要性を認めるかどうか、また認めておるとすれば、將來塩田を維持するかどうか、こつち御質問でありました。これにつきましては、私どもとしては、もちろん食糧の観点からいたしまして、工業原料の観点からいたしまして、この塩といふものは、きわめて緊要なものであるといふことを認めております。

第二点といたしましては、もしこの塩の重要性を認めまして、塩田を維持するとすれば、それに対する石炭の配給が必要であるが、これに対する政府の所見いかん、こつちの点であります。第三点に對しましては、私どももいたしましては、將來安定した塩の自給を確保いたしますために、ぜひとも内地の塩田を確保いたしました、こつち

考えもあるものであります。御見直し、石炭の供給に關しましては、極力意を用いるのであります。御承知のやうな事情でございますから、經濟安定本部におきましても、石炭の配分に意を用ひておりますが、現在は石炭を一トンでも多く増設していただきたい、そしてこれを塩田にまわしたい、かように希望いたしております。

第三点に關しては、塩田を確保するための維持費を政府が補償するかどうか、こつち御質問でございます。これに關しましては、われ／＼といたしましては、極力そつちしたいのであります。現在、最低の維持費を賄うだけの分を、政府におきまして準備中でありまして、なお、この際でございますので、極力この鹹水をそのまま利用していただく、これは非常に容認その他の点でもつて、運搬上の陸路等もございまして、極力それに努力していただく、あるいはお話のありました代用燃料を研究していただくというやうなことを、お願ひいたしたのでござい

調して、もちろん平がま式のものでは、將來におきましての製塩業として安定いたしませんから、極力これを機械化したしていただくように奨励はいたしますが、從來のごとき補助金は、ただいまの國家財政の現況からいまして、御期待いたしても、どうかと考えておるのであります。

第五点は、資金についての御質問の点に對しては、政府といたしましては、極力復興金融庫等を利用なさいませう、御執旋に努めたいと考えております。

第六点、鹹水の利用研究いかんという点でありましたが、これにつきましては、もちろん、政府といたしましては、研究を進めております。さらに、最後の第七点のいわゆる不良炭の処理の問題でございますが、これは國家全体の製塩計画のわくもございまして、ただいま安定本部といふところと協議いたしておる次第でございます。

以上七点につきまして、政府の見解を御説明申し上げます。何とぞ御了承願ひいたします。

○議長(松岡駒吉君) 應請委員に一名

の欠員を生じたので、衆議院規則  
第四十條により、議長はその補欠とし  
て安田幹太君を指名いたします。

次会の開會日程は公報をもつて通知  
いたします。本日はこれにて散會いた  
します。

午後三時三十分散會

出席國務大臣

大藏大臣 栗栖 起夫君

司法大臣 鈴木 健男君

國務大臣 和田 博雄君

出席政府委員

佐多 忠隆君

大藏政務次官 小坂善太郎君

專賣局長官 杉山 昌作君

通信政務次官 椎熊 三郎君

〔第〕 東京都新宿区市ヶ谷本村町